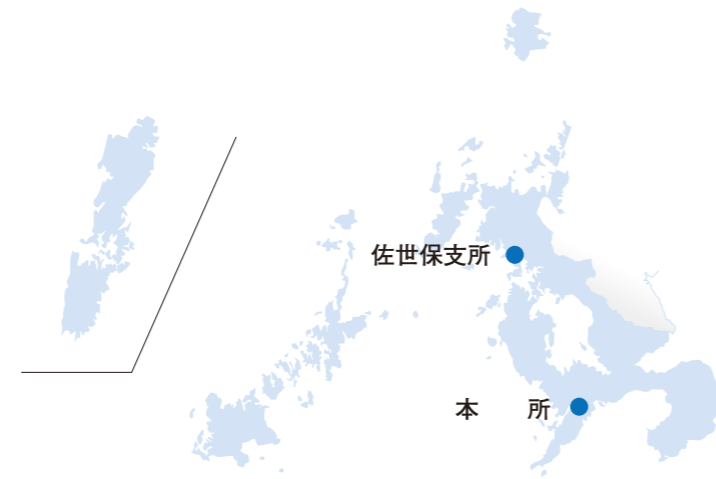


# 創業応援 ガイド

挑戦するあなたを応援します!!



いつも社会と企業とともに、  
確かな未来を見つめます

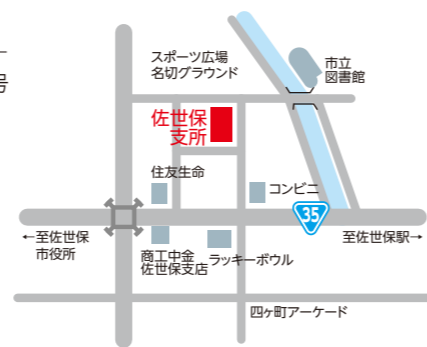
## 本所

〒850-8547 長崎市桜町4番1号  
(長崎商工会館内6F・7F)  
代表TEL 095 (822) 9171  
7F/FAX 095 (824) 1067  
6F/FAX 095 (827) 0519



## 佐世保支所

〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号  
TEL 0956 (23) 3295  
FAX 0956 (25) 5897



中小企業のサポーター  
長崎県信用保証協会  
NAGASAKI GUARANTEE

中小企業のサポーター  
長崎県信用保証協会  
NAGASAKI GUARANTEE  
<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>





## I 創業計画編

～創業計画の策定と信用保証協会の活用～

1. 創業マインド	～創業前の準備～	06
2. 事業コンセプト	～事業イメージの明確化～	08
3. ビジネスプラン	～事業計画の具体化～	10
4. 収支計画	～具体的な数値計画①～	14
5. 資金計画	～具体的な数値計画②～	18
6. 信用保証協会の活用	～長崎県信用保証協会編～	21
7. 創業に必要な手続き	～届出と許認可等～	26
8. 決算書の必要性	～決算書は企業の自己通信簿～	28
9. 創業準備のチェック	～備えあれば憂いなし～	29
10. 信用保証協会の概要	～長崎県信用保証協会について～	30

## II 資料編

～様式および各種問合せ先～



このガイドブックを手にとりいただき、ありがとうございます。

長崎県信用保証協会は、「創業の夢をかなえたい!!」あるいは「事業を行いたい!!」という夢の実現に挑戦される方を積極的に応援しています。

今般、そのような創業をお考えの方のために『創業応援ガイド』を作成しました。

創業計画の策定をはじめ、創業に関する手続きについて、そのすすめ方などをご案内させていただいております。

ぜひ、ご参考にしていただき、このガイドブックを手にお気軽に窓口・電話にてご相談ください。

# 私たちは 創業を応援します!!



この創業応援ガイドブックは、創業手続きのすすめ方などをご案内するものであり、一切の信用保証・ご融資をお約束するものではありません。



# 創業前から創業後まで 事業面や資金調達をトータルで 応援します!!

長崎県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された中小企業の皆さまのための公的機関です。事業資金をお借入される際、公的な保証人となってスムーズな資金調達をサポートいたします。さらに、創業したい方の創業前段階から創業、そして創業後までの事業面や金融面をトータルで応援します!!



## 1 創業マインド

創業には、夢や情熱が必須です。他方、創業後は景気をはじめ、競合や顧客ミスマッチのほか、スタッフの育成、生産・販売、資金繰り等で起こりうる様々な問題に対応する自信や覚悟が必要となります。

- 夢、信念、情熱
- 家族の理解、良き相談相手

## 2 事業コンセプト

コンセプトとは、事業の根幹をなすものです。そのコンセプトが曖昧では、今後起こりうる問題や困難を乗り越えることはできません。創業者が、考え抜き、明確にすることが大事です。

- 誰に、何を、どのように
- 顧客ニーズ

## 3 ビジネスプラン

創業にも計画のない行動はありません。具体的で実現可能性と継続性のある計画でなければ、絵に描いた餅。ビジネスモデル（流れ）や収益を出す源泉等を他の人に明確に説明できることが必要です。

- バリューチェーン、事業の展開
- 事業形態、創業場所

## 4 収支計画

売上予測と日常費用の見積もりの差額が利益です。「利益の確保⇒事業継続見通し」です。借入金があれば、利益で返済できるか、必要売上はいくらになるかを算出します。

- 販売計画、仕入計画
- 収支構造（売上、原価等の費用）

## 5 資金計画

創業には、予想以上に資金が必要になります。いくら資金が必要になるか見積りして、自己資金で足りない部分があれば、どのようにして調達するかを検討しなければなりません。

- 運転資金と設備資金
- 借入金、リース、各種補助金

## 6 信用保証協会の活用

当協会の保証制度を利用いただく場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。また地方公共団体の固定低金利の保証制度もあります。

- 創業支援メニュー
- 長崎県創業バックアップ保証等

## 7 創業に必要な手続き

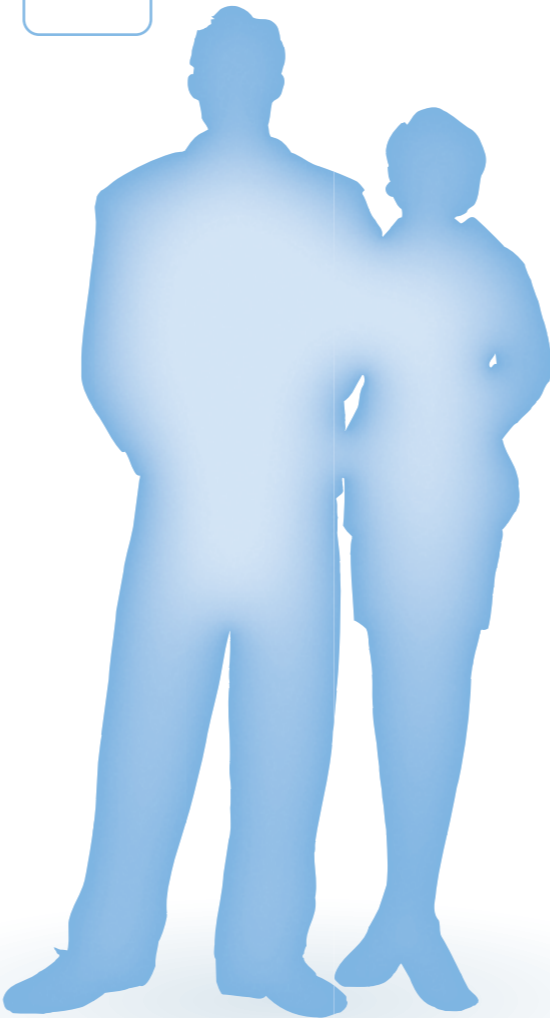
創業時には、税務関係や社会保険関係の届出のほか、業種によっては、許認可等が必要となります。これらを管轄する税務署、年金事務所、区市町窓口等に確認していただく必要があります。

- 開業届出書、法人設立届出書等
- 許認可等確認業種一覧

## 8 決算書の必要性

個人事業者・法人いずれも決算申告を要します。決算を行う目的を理解すれば、その必要性が分かり、経営に有効に活用できます。

- 決算書の概要
- 決算の目的



心の準備？



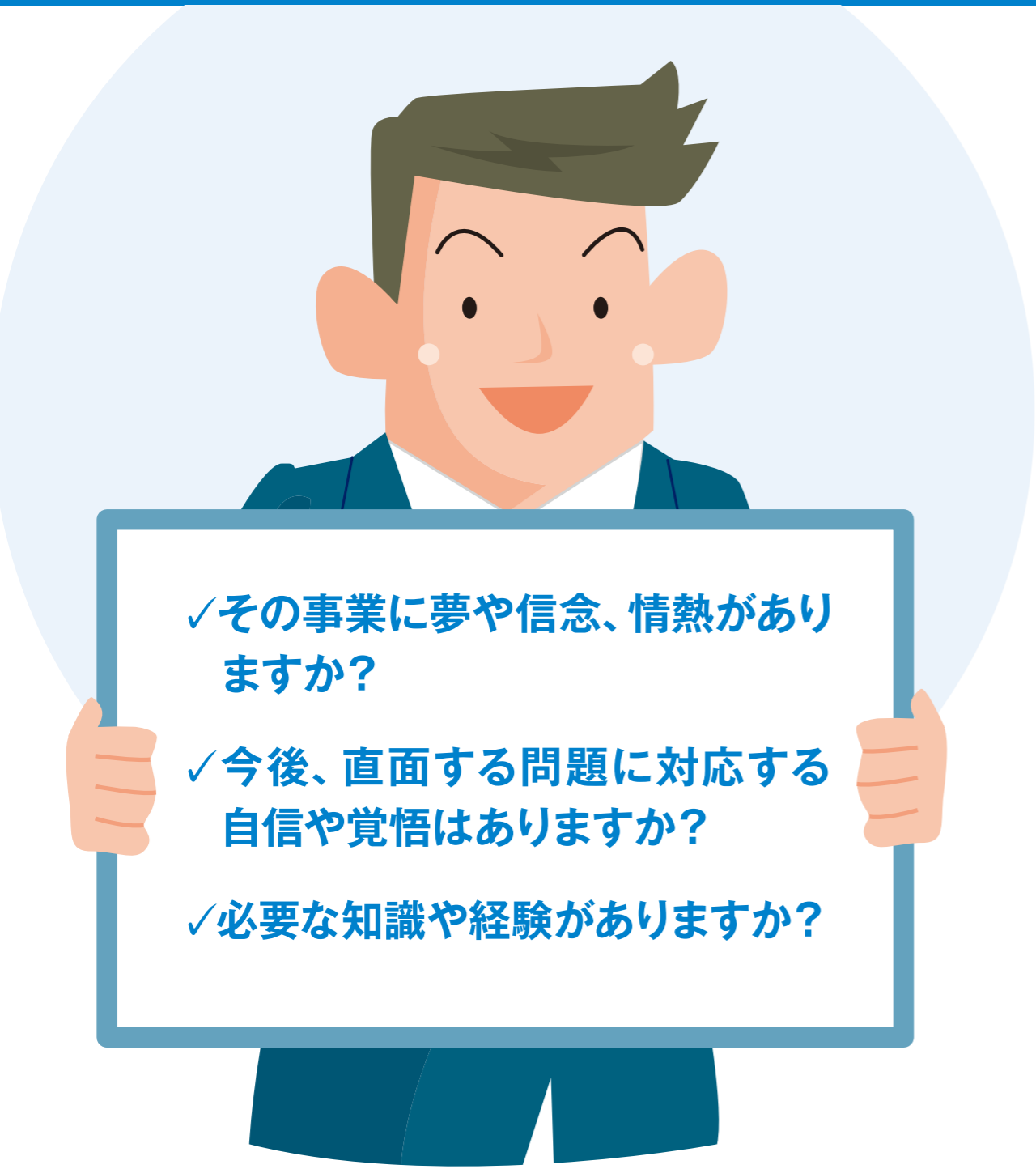
# 1 創業マインド

～創業前の準備～

創業しようと思いついてから創業をするまでの間に、検討すべきことはたくさんあります。なんとなく創業したり、思いつきのアイデアや趣味の領域からビジネスに昇華させることは簡単ではなく、また、意欲や計画性も必要となります。

## 家族の理解、良き相談相手

教えて信用保証協会さん



✓その事業に夢や信念、情熱がありますか？

✓今後、直面する問題に対応する自信や覚悟はありますか？

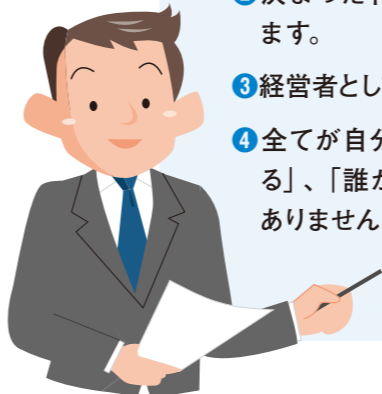
✓必要な知識や経験がありますか？

自分の夢を実現させることや挑戦することは、とてもやりがいのある素晴らしいことです。だからこそ決意が曖昧では、今後起こりうる困難を乗り越えることはできません。もう一度、自分を振り返って、よく確認しておきましょう。

創業の心の準備

### 創業するとは？

- ①サラリーマンの方であれば、退職することで毎月の給与はなくなります。
- ②決まった休日が取れない場合が考えられます。
- ③経営者としての社会的責任が課せられます。
- ④全てが自分次第です。「誰かが決めてくれる」、「誰かがやってくれる」といったことはありません。



### 創業には？

- ①家族の理解が絶対必要となります。
- ②良き相談相手や支援者がいることも重要なポイントです。
- ③これまでの人脈や経験を活用してこそ、創業後の経営が順調に進んでいきます。
- ④意欲・体力、そして何よりも計画性がなければ、事業継続は困難です。

△△△△ 美容室創業  
個人 A さん

育児も落ち着き、自分のために創業したのですが、今度は親の介護や家族の急な入院で、事業が継続できるか心配です。

●●●●株式会社 介護事業創業  
代表取締役 B さん

人脈が弱かったので、固定の利用者獲得に時間を要しています。何から始めればよいのか、他人の意見を聞いても不安が先行し、決断できません。

株式会社◆◆◆◆ 製造業創業  
代表取締役 C さん

自分の夢や理想をしっかり持ち、計画性のある具体的な行動に移しました。自分の時間が創れると思い独立しましたが、忙しい日常に追われています。しかし、創業してよかった。

〇〇〇〇株式会社 飲食店創業  
代表取締役 D さん

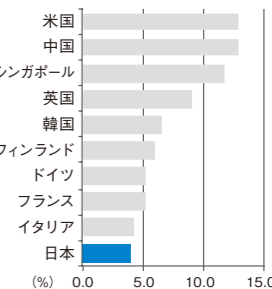
あらゆることを考え、準備しておかなければいけません。しかも、やるのは自分です。他人任せや成り行き管理では失敗する恐れや不安があります。

### ■ 起業家比率

日本の起業活動は先進国で最も低調です。起業に関する国際研究組織であるグローバル・アントレプレナーシップ・モニター（GEM）調査によると、日本の18～64歳人口に占める起業家の割合（準備中を含む）は2012年時点で4%と12%超の米国の3分の1です。

日本と並んで低いのはイタリアやフランス、ドイツなど欧州連合（EU）の中核国で、それぞれ4～5%程度でした。一方、中国は米国と並ぶ12%、シンガポールは11%、韓国は6%と、アジアでは起業が盛んな国が多いです。起業が盛んな国では、起業・廃業の新陳代謝が激しくなるため、技術革新も生じやすくなります。内閣府は「起業活動が盛んな国ほど生産性の上昇や経済成長が高くなる」と分析しています。

日本は起業化の割合が低い



コラム 1

本質とニーズ？



# 2 事業コンセプト

～事業イメージの明確化～

事業の根幹をなす部分ですので、曖昧では、今後起こりうる問題や困難を乗り越えることはできません。創業者自身が考え抜き、明確にして、他の人にも分かりやすいようにすることが求められます。

## 事業コンセプト

～食品小売業(例)～

誰に

家族の健康を心配する働く主婦に

何を

作りたての減塩ヘルシー惣菜を

どのように

レシピ提案で量り売り



お客さまに支持されている好業績の企業ほど、ターゲットが明確です。「誰に」が決まれば、顧客ニーズに合った商品やサービスが提供でき、顧客に伝えるメッセージも明確になります！

事業コンセプトと聞くと、難しく感じ、難しく考えがちになりますが、むしろシンプルに考えることが大事です。「誰に」、「何を」、「どのように」を1つのメッセージで伝えるとしたら、どのようなメッセージになるか書き出してみることをおすすめします。

### コンセプトとは、「概念」ではなく、「本質」です。

教えて信用保証協会さん

事業の根幹をなすもの

### 事業コンセプトとは？

- ① 「誰でもいいから」、「何でもいいから」では、どういう企業や店舗なのか顧客から分かりにくく誘客に繋がりません。
- ② 事業コンセプトが明確であれば、行動レベルの取り組みがブレにくくなります。
- ③ 従業員との「意識」や「価値」の共有のためにも分かりやすいものが必要となります。
- ④ 創業後も折に触れて、事業コンセプトに沿った経営ができているか確認しましょう。

### まずはニーズから

- ① ご自身または身の回りや社会において、関心のあることや困りごと、足りないものはありますか？
- ② あなたの経験やスキルを活かして、できそうなこと、やってみたいことはありませんか？
- ③ アイデアやイメージが膨らんできたら、実際に周りの声を聞くことが大切になります。
- ④ 創業後もお客さまの声を聞き逃さないようにしましょう。



××××株式会社  
飲食店創業  
代表取締役 Eさん

創業後のスタートダッシュにつまづき、お客さまの絶対数が足りません。幅広い顧客層に支持されるはずとの思わくはずれ、30歳代の独身男性が価格目当てで来店されるばかり。

■■■■  
美容室創業  
個人 Fさん

創業前に勤めていた美容室との差別化が重要という認識がありました。創業後は、ねらっていたお客さま層から想定していた時間帯の予約が入っています。

▽▽▽株式会社  
運送業創業  
代表取締役 Gさん

創業時に新聞折り込み広告をしたのですが、問合せが数件あるのみ。当社が求めるお客さまは、どこにいるのでしょうか。しかし、そもそも当社が求めるお客さまとは...

株式会社○○○○  
サービス業創業  
代表取締役 Hさん

サービス業は、体験してもらって初めて良さが分かってもらえます。当社は、「誰もが知っている店舗」ではなく、「知る人ぞ知る店舗」です。

### ■PEST分析 (外部環境分析)

コラム  
2

世の中のトレンド(傾向)を大きな視点で捉える場合に有効です。業界や市場に影響を与える要因であり、企業がコントロールできないことが多く、事業継続への影響を認識することが求められます。

「Politics (政治的要因)」 ..... 法律、規制、税制  
「Economics (経済的要因)」 ..... 経済情勢、為替、金利  
「Social (社会的要因)」 ..... 人口統計、ライフスタイル  
「Technology (技術的要因)」 ..... 技術革新、IT環境

※政府統計、業界団体、業界誌などで調べることも重要です。

事業展開のタテとヨコ?



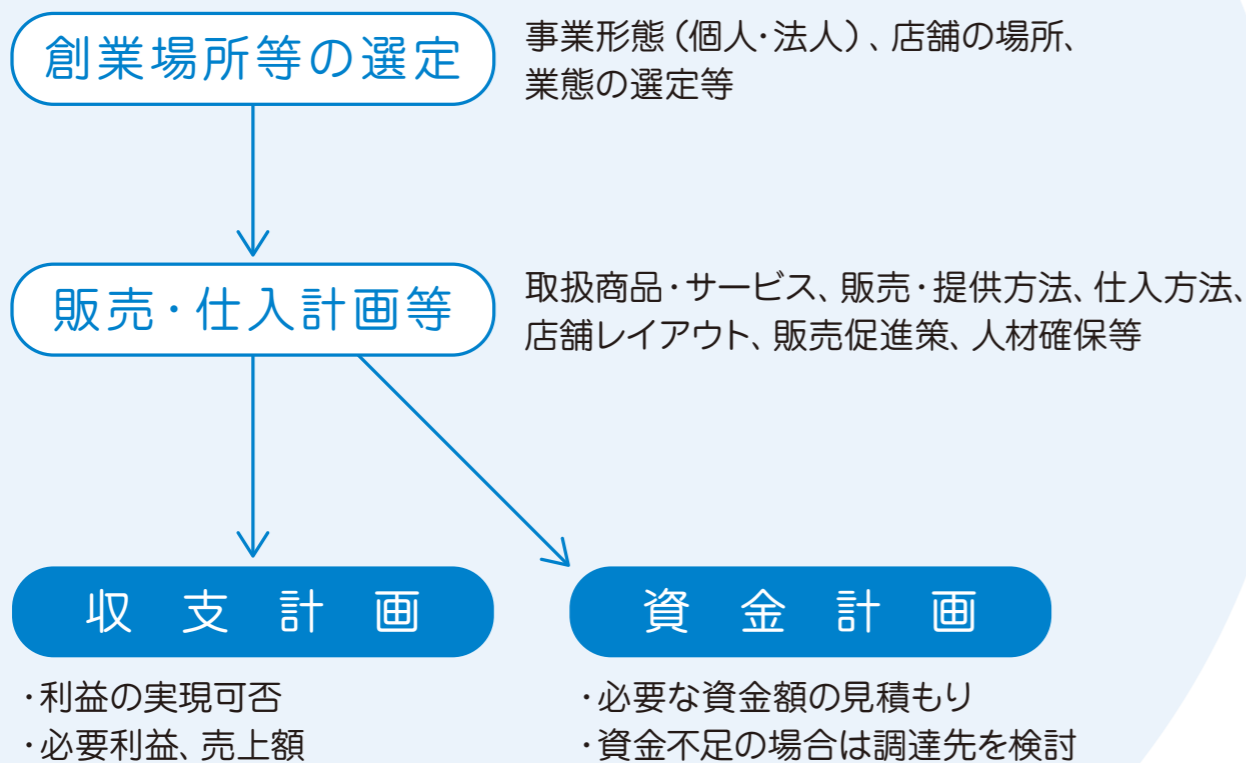
# 3 ビジネスプラン

～事業計画の具体化～

事業コンセプトが決まったら、次は事業計画を具体化しましょう。  
企業活動は、ビジネスの一連の流れで構成されており、企画・調達・開発・製造・販売・サービスといったそれぞれの業務を体系的に整理することで、ヌケやモレのない事業計画にします。

## 事業の流れ(全体像)を捉える

### ■ 事業計画策定の手順



事業計画が具体的かつ実現性が高いほど、行動に移しやすくなります。他方、事務手続きなどの細部ばかりに目を向けすぎると、企業活動の全体像から逸脱したり、的外れな計画に陥ることもありますので、「幅広く、そして深く」考えることが大切になります。

教えて信用保証協会さん

### 事業の全体像を捉える ～バリューチェーン～

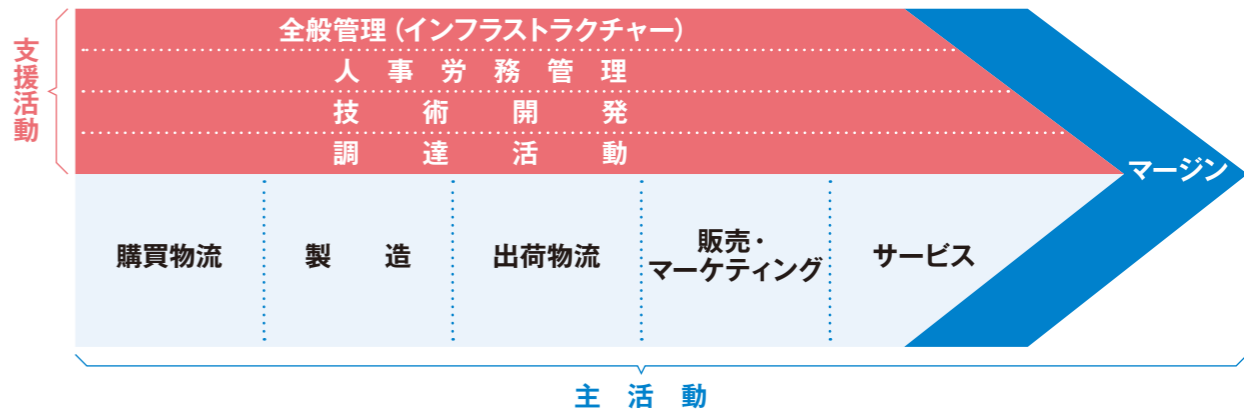
- ①製品及びサービスが開発されてから市場に出るまでの一連の流れの中で、主活動とそれをサポートする支援活動に分かれます。
- ②最終的な利益(マージン)が生み出されるまでの各活動が、どのような価値やコストを付加・蓄積しているかを明らかにします。
- ③社内外の活動を体系的に整理することで自社のセールスポイントが明確になります。



### 事業の展開(タテとヨコ)

- ①事業展開の方向には、「水平展開」と「垂直展開」があります。
- ②「水平展開」とは、仕入先の確保や見直し、新規販路の開拓などをいいます。
- ③「垂直展開」とは、商品を単に仕入・販売することから、企画・設計といった川上まで自社で関わったり、出荷物流・メンテナンスといった川下に参入することをいいます。
- ④経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報・システム)をどのように配分して、付加価値を提供するかも重要になります。

### バリューチェーン(価値連鎖)のイメージ図



### ■ 3C分析(競争力や差別化の分析)

コラム 3

市場・顧客(Customer)、競合他社(Competitor)、自社(Company)の3つの視点から自社の特徴や課題を明らかにする方法です。近年、流通・物流(Channel)や提携相手(Collaborator)のいずれかを加えた「4C分析」で着目することもあります。

- ◎市場や顧客のニーズ
  - ◎自社と競合他社の特徴(製品、販売、店舗、価格等)
  - ◎経営資源の不足や自社の弱みを外部組織と連携して補完
- 自社の「強み」や「弱み」も見え、差別化できているか、また競争力を維持できるかが明らかになります。

# 創業の具体的な計画を立てる

## ① 事業形態

事業形態には個人と法人（会社）があります。業種や事業の規模などを総合的に勘案して決定します。なお、個人と法人の主な特徴は、以下のとおりです。

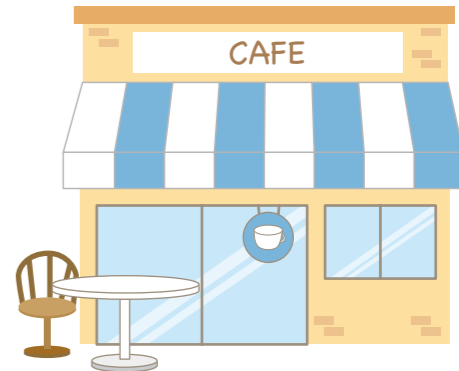
個人	事業形態	法人（会社）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎手続きは比較的簡単です。</li> <li>◎費用もあまり必要ありません。</li> </ul>	創業手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎会社設立登記が必要です。</li> <li>◎定款認証の手続きが必要な場合があります。</li> <li>◎個人に比べ費用負担が大きいです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一般的に法人に比べ信用力がやや劣ります。</li> </ul>	社会的信用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一般的に個人に比べ信用力に優れ、取引先や従業員の確保等に有利です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎帳簿や申告書類の作成は比較的簡単です。</li> </ul>	会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎帳簿記入や決算書類の作成が、個人に比べ複雑になります。</li> <li>◎税務申告を税理士に委任する企業が多いです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業所得が低い場合は、法人とあまり差はありません。</li> </ul>	税金面	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業規模が大きくなると節税効果が高まります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業所得がそのまま事業主の報酬となります。</li> </ul>	事業主の報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎報酬はあらかじめ定款や株主総会などで決定します。</li> <li>◎役員報酬は経費となります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業に万一のことがあった場合、事業主個人が全財産をもって弁済する責任があります。（無限責任）</li> </ul>	事業に対する責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人と個人の財産は区別され、出資者が出資分を限度に責任を負います。（合資会社の社員の一部、合名会社の社員を除く。）</li> <li>◎代表者は、取引に際して連帯保証する場合、その保証責任を負います。</li> </ul>

## ② 創業場所

創業場所の選定は、事業の成否を左右する重要なポイントです。「立地条件」、「家賃」、「販売計画」等をよく考えて決めましょう。

### チェックポイント

- 周辺に競合店はありますか？
- ターゲット顧客の交通手段にマッチしていますか？  
(最寄駅はありますか？ 徒歩何分ですか？ 駐車場は必要ですか？)
- ヒトや車から目に留まる立地ですか？  
立寄りやすい間口ですか？
- 家賃は、販売計画で支払いできそうですか？
- 法令等で規制を受けませんか？近隣住民から理解を得られそうですか？



一般の消費者を相手として、店舗集客を行う場合は、周辺地域の情報収集を行うことが重要です。

実際に創業場所の通行量や来街者を自分の目で確認することで、曜日別や時間帯別の違いなどを確認することができます。また、周辺の商店や施設などにヒアリング調査しても参考になるでしょう。

自分が消費者（顧客）の目線（立場）になって考えたり、感じる大切です。

※「創業場所（立地）が適切」⇒「事業の成功」ではありませんので、ターゲット顧客が望む商品やサービスであるかをもう一度見直しましょう。

運送業や卸売業、製造業の場合は、流通に適しているのか、トラック等の大型車の通行幅や駐車スペースが確保できるかな等がポイントになります。

**不動産賃貸借契約や売買契約を締結することで、具体的に「事業に着手」したことになります。着手後は、後戻りをするリスク（違約金等）が発生することになりますので、着手の際は慎重に行動しましょう。**

### ■ 大切なことは「自分がどんな事業展開をするか」

コラム  
4

どんなことでも同じですが、ものごとにはメリットとデメリットが必ずあります。個人事業には個人事業のよさが、法人には法人のよさがある代わりに、それぞれのデメリットも抱えています。

これから創業しようとする人が、いきなりそのすべてを勉強して、考えることは酷な話ですので、税理士や司法書士等

の専門家にしっかり相談すべきでしょう。また、相談する際に大切なことは、最初に創業目的やビジョンを隠さずに話し、適切なアドバイスを受けることです。つまり、形式的なことよりも創業の中身（本質）を伝えることが大事になります。当協会にも気兼ねなくご相談ください。

### ■ 最寄品/買回品/専門品/探索品

コラム  
5

商品特性に応じて、消費者（顧客）の購買行動等は異なります。

例えば、食品や日用品等の最寄品の場合、購買頻度が高く、計画性の低い日常反復的な購買がなされます。また、幅広い顧客層を相手に便利な立地で、比較的低価格の商品が販売されます。

また、家電や衣類等の買回品の場合、購買頻度が低く、計画性が高まります。また、価格は高めでメーカーと小売店が広告や人的販売を行い、ブランド選考も高まります。最寄品に比べ、商圏が広がります。

このように、商品特性に応じた立地のほか、販売方法、価格設定等を検討することが必要になります。



# 4 収支計画

～具体的な数値計画①～

売上、仕入、諸経費の見通しを数字にすることで、創業が現実味を増してきます。「創業の夢」を数字にすることで、今まで見えていなかった問題が見えてくることもあります。実現可能性の高い計画を立てることが重要です。

## 『集客増益』で捉える

### 1 販売計画

まず、商品やサービスの販売単価、数量等を具体的に書き出します。その後に顧客あたりの販売単価（客単価）や数量を積み上げます。その際、顧客層、曜日・営業時間、立地条件（まとめ買いや多頻度買い等）等を考慮しましょう。そこから、1日、1カ月、1年単位で売上目標をシミュレーションします。1年間の場合には、季節変動も検討します。

#### ①販売業（小売業・飲食業・サービス業など）

$$\text{売上高} = \underbrace{\text{商品単価} \times \text{買上個数}}_{\text{客単価}} \times \text{客数}$$

※周辺人口や通行量から獲得シェア（客数）を設定することもできます。  
 ※飲食店や美容室等の場合は、「客席数 × 時間帯別稼働率 × 回転数」から客数を予測することもできます。

#### ②労働集約的な業種（自動車や化粧品等の物販業・ビル清掃業など）

$$\text{売上高} = \text{従業員1人あたり売上高} \times \text{従業員数}$$

※業界平均や類似業者の実績等から積算します。

#### ③設備の生産能力が直接売上に結びつく業種（印刷業・運送業など）

$$\text{生産数量} = \text{設備の生産能力} \times \text{設備稼働率} \times \text{設備台数}$$

※設備の生産能力は、時間あたりで換算し、設備停止ロスや設備自体の性能ロス、不良品ロスも考慮します。

### 2 仕入計画

まず、仕入を要する商品や原材料、外注を要する作業について、できるだけ詳しく書き出します。その際、単に商品等を納めてもらうことに留まらず、その業者から業界や商品の情報を提供してもらえるか、顧客を紹介してもらえるかといったプラスの効果も検討しましょう。

検討事項	主な内容
①何を仕入れるか	売れ筋商品や販売戦略にマッチした商品の仕入れ（価格や数量）が可能かどうか検討します。
②どこから仕入れるか	必要な時に、必要な商品を、必要な品質で、安定して供給してくれる仕入先の確保が重要です。遠隔地からの仕入や大口外注等で時間を要する場合は、発注から納品までのリードタイムを把握しておくことが求められ、発注方法や納期管理がポイントになります。
③仕入（外注）代金の支払い条件をどうするか	現金、買掛、手形払いの支払条件を確認します。仕入（外注）価格と支払サイト（発注や納品後から支払までの期間）のバランスや売上代金の回収サイト（受注や販売後から入金までの期間）とのバランスを取ることも大切です。
④仕入先から経営的な支援（リテールサポート）を受けられるか。	創業者の業績向上に繋がるような「新製品、売れ筋、競合情報などの提供」、「勉強会の実施等による従業員教育」、「消費者調査、売り場レイアウト・商品陳列、販促イベントへの協力」、「効率的な物流提案」などの経営的な支援活動やアドバイスを実施しているかも仕入先選定のポイントです。

### ■ ビジネス思考法

コラム  
6

企業の事業活動は、社会における問題解決であるといわれます。

問題とは、個人や組織の「現状」と「ありたい姿（理想）」のギャップであり、そのギャップの理由が問題の原因となります。問題の原因を把握して、原因を取り除くことや克服することが、問題の解決に繋がります。

特に、問題の原因を把握する場合、様々な切り口で細かく分解（ブレイクダウン）していくことで問題の所在が明らかになります。例えば、売上は、a) 各業務部門別や事業別、b) 数量と価格などに分解され、さらに数量を客数や商品数、価格を客単価や商品単価に分解することで何が問題の原因か明確になります。

### ■ 勘定合って銭足らず

コラム  
7

商品の販売やサービスの提供で売上を計上しても売上代金が入金されず、仕入代金や人件費等の経費を先行して支払う場合は、資金不足になります。帳簿上で収入と支出のバランスがとれて黒字であっても「お金の出と入り」とは直接結びつかず、時間差があるため、資金不足で黒字倒産に至ることがあります。

いわゆる「勘定合って銭足らず」の状況です。販売計画は、売上代金の回収条件（現金、掛売り、クレジット販売等）を考えながら作成することが必要になります。

# 創業の具体的な計画を立てる

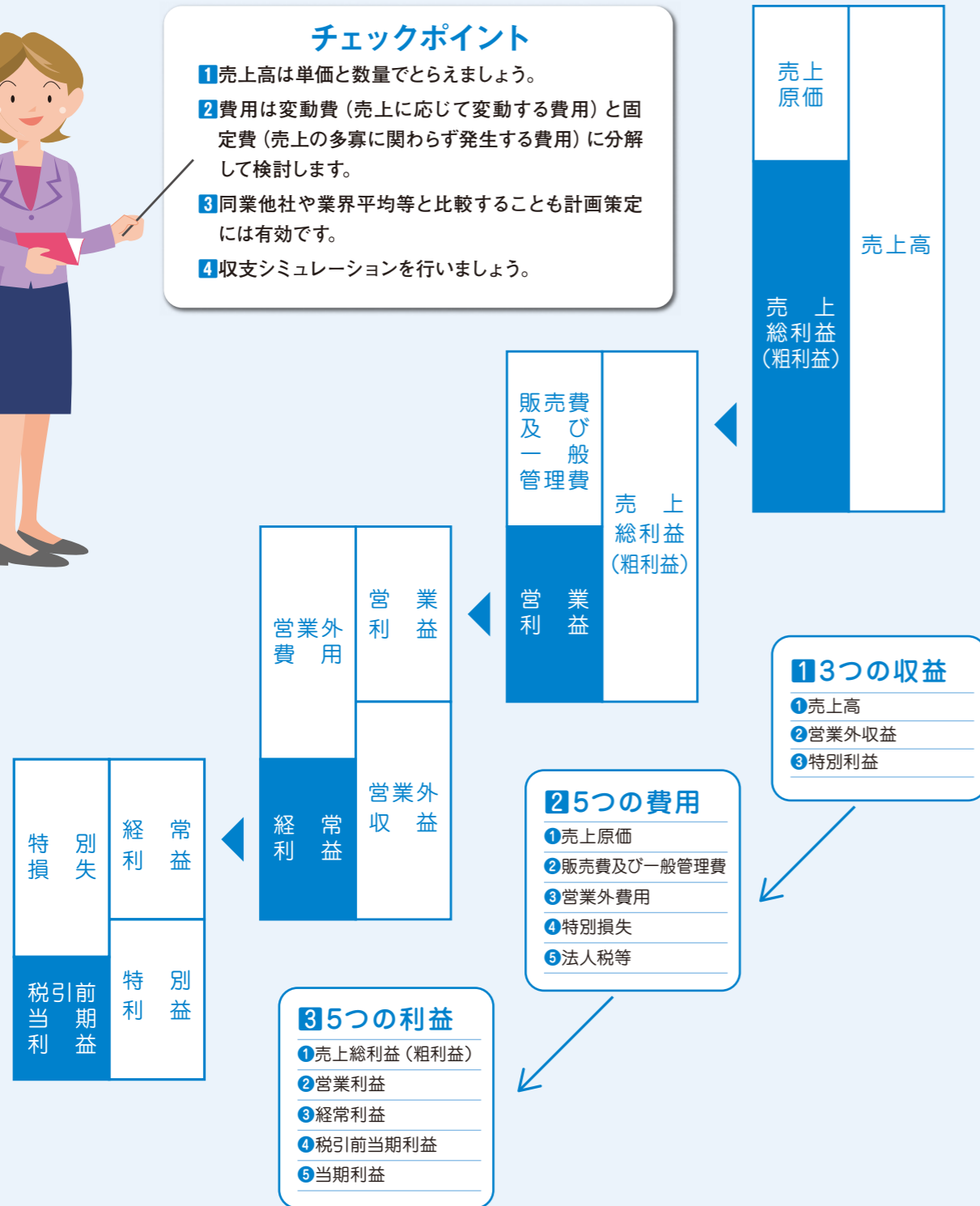
## 3 収支計画

売上から原価や経費を差し引いたものが利益です。その計画を収支計画といいます。



### チェックポイント

- 1 売上高は単価と数量でとらえましょう。
- 2 費用は変動費（売上に応じて変動する費用）と固定費（売上の多寡に関わらず発生する費用）に分解して検討します。
- 3 同業他社や業界平均等と比較することも計画策定には有効です。
- 4 収支シミュレーションを行いましょう。



## 収支計画（例）

【収支計画書】

(単位：千円、%)

	初年度		計画2期目		計画3期目		補足説明
	○/○期	比率	○/○期	比率	○/○期	比率	
売上高							
売上原価							
期首棚卸							
仕入							
原材料費							
外注加工費							
労務費							
その他製造経費							
うち減価償却費							
期末棚卸							
売上総利益							
販売管理費							
人件費							
うち役員報酬							
荷造運搬費							
支払家賃							
減価償却費							
その他							
営業利益							
受取利息・配当金							
支払利息・手形売却損							
その他営業外損益							
経常利益							
特別損益							
法人税等							
当期利益							
当期利益 + 減価償却費							

### ■ 損益分岐点売上

コラム  
8

事業に係る費用や支払利息を利益で支払うために必要な売上高を把握することが大切です。収支トントンの売上高を「損益分岐点売上」といい、以下の計算式で表すことができます。

$$\text{固定費} \div \text{粗利率} = \text{損益分岐点売上}$$

好業績の企業経営者ほど、常に自社の損益分岐点売上を認識した企業経営を行っています。

一方、金融機関は、固定費に借入金返済額を加算して、返済可能な売上高を算出したうえで、その必要売上が達成可能かどうかを判断しています。

# 5 資金計画

～具体的な数値計画②～

創業資金がいくら必要か、また自己資金で足りない場合は、それをどのように調達するのかを検討しなければなりません。  
創業には、予想以上に資金が必要になりますので、慎重に資金計画を立てましょう。

## 資金計画（例）

### 1 事業資金

事業資金には、大きく「設備資金」と「運転資金」があります。

#### 設備資金

- ✓店舗、事務所、工場取得資金
- ✓保証金、敷金、内外装工事代金
- ✓機械、什器、備品
- ✓営業権等の権利金 など

#### 運転資金

- ✓材料、商品の仕入資金
- ✓店舗、事務所、工場の家賃
- ✓人件費
- ✓広告宣伝費、荷造運搬費 など

※設備資金は、実際に見積書などを取得して、具体的な必要金額を把握しましょう。

※運転資金は、創業時の一括仕入れや売上代金が現金化されるまでに先行して支出する費用です。資金不足になれば、事業継続に支障が生じますので、「仕入代金×○カ月分」、「人件費×△カ月分」と具体的に必要額を見積りましょう。

### 2 調達方法

調達方法には、大きく「自己資本」と「他人資本」があります。

#### 自己資本

創業者の自己資金です。法人の場合は、資本金となります。また、別の法人や創業ファンドから出資を受ける場合もあります。

#### 他人資本

- ✓金融機関からの借入金
- ✓リース会社とのリース契約
- ✓親族からの資金支援 など

※自己資金の割合が高いほど、支払利息等の負担が少なくなるため、損益分岐売上高が少なくなります。

※返済を要する借入金で調達する場合は、「収支計画」から無理のない借入を検討しましょう。

※複数の金融機関を利用した借入を検討する場合は、足並みが揃うように同時並行して相談しましょう。

※金融機関からの借入金で調達する場合は、「創業保証制度」があります。

※各種補助金を利用できる場合があります。

コラム  
9

### ■ 資金繰りが苦しくなる主な原因

- ✓売上代金の回収に時間を要したり、受取手形での回収となり、直ぐに現金化できない。
- ✓商品や材料の在庫が多すぎて滞留している。
- ✓設備投資が過剰で、その設備が稼働していないため、売上の向上や資金の回収に貢献していない。
- ✓借入金の返済など、費用として計上されない現金の支出が多い。
- ✓利益に見合わない無理な借入金返済をしている。
- ✓貸付金などの事業外への資金流出が多い。

#### ● 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入資金	315 千円	105千円×3カ月=315千円
人件費等	435 千円	アシスタント人件費 145千円×3カ月=435千円
その他の資金	570 千円	(家賃 80 千円+水道光熱費 40 千円+通信費 10 千円+広告宣伝費 20 千円+消耗品 20 千円+雑費 20 千円) × 3 カ月 = 570 千円
計	A 1,320 千円	

#### ● 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 (自己・新築 取得・賃貸)	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年月日	
事業用不動産	土地	m <sup>2</sup>		千円			
	建物	40 m <sup>2</sup>	賃貸	320 千円			
計	B (取得に要する資金)			320千円			
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成) 年月日
機械器具 什器備品等	店舗改装工事		1	4,100	4,100 千円	〇〇工務店	〇年〇月〇日
	看板		1	160	160 千円	〇〇企画株	〇年〇月〇日
	セット椅子		2	100	200 千円	株〇〇商事	〇年〇月〇日
	美容器具・備品		1	400	400 千円	株〇〇美容材料	〇年〇月〇日
計	C (金額)				4,860千円		

#### ● 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = **6,500 千円** (D)

#### ● 資金調達計画

	預 金		預 金 以 外		
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	
自 己 資 金	〇〇銀行△△支店	普通	3,500 千円	有価証券	
			千円	千円	
			千円	その他(具体的に)	
			千円	( )	
	自己資金合計		3,500 千円		
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎 月 返 済 額	借 入 期 間
	今回の借入額 (〇〇銀行△△支店)	1.8 %	3,000 千円	50 千円	0・0 ~ 0・0
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借入金等合計		3,000 千円	調達資金 合計	D 6,500 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

# 6 信用保証協会の活用

～長崎県信用保証協会編～

## ご相談ください!!

創業をお考えのお客さまに対して、創業前の一般的な相談、事業計画の相談、資金調達の相談等に中小企業診断士をはじめ、専門スタッフがお応えします。



### 1 協会に相談するメリット

- ① 創業前の「事業（ビジネスプラン）」と「金融（資金調達）」をセットで相談できます。
- ② 金融機関をはじめ、地方公共団体や中小企業支援機関（商工会議所・商工会等）とのネットワーク機能を有しますので、関係機関にスムーズな紹介ができます。
- ③ 公的機関として、顧客視点で親身にお応えします。

### 2 創業支援メニュー

- ① **相談業務** 創業前の一般的な相談、情報提供、助言等をお客さまの実情に応じて行っています。
- ② **創業セミナー** 商工会議所等と連携して創業セミナー（創業塾）を行っています。
- ③ **創業資金の保証** 日常経費の支払いなどで利用する最寄りの金融機関をご利用でき、保証制度も充実しています。
- ④ **創業後フォロー** 創業後もご相談をお受けします。また、お客さまの様々なニーズに応じた保証制度をご用意しています。
- ⑤ **外部専門家派遣事業** 創業前から創業後における事業のあらゆる局面で、お客さまの抱える経営課題に対して、その解決に必要な知識と経験を有する専門家を派遣しています。

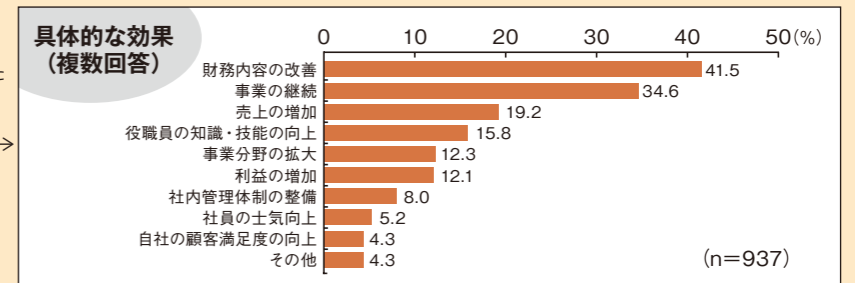
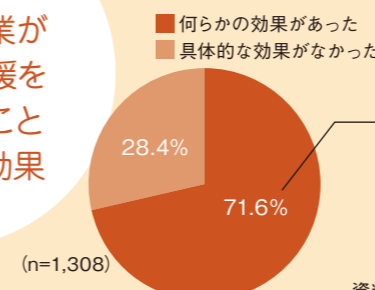
コラム  
10

### ■ 経営相談をしている企業の収益

2012 中小企業白書では、経営相談をしている企業の方が、創業後も定期的に助言を受けながら、安定した事業の継続を図ることが求められます。ただし、各種助言を受けて、経営の意思決定をするのは企業自身です。

● 経営支援を受けた中小企業の7割が何らかの効果があったと回答。具体的な効果としては、「財務内容の改善」や「事業の継続」の割合が高い。

中小企業が  
経営支援を  
受けたこと  
による効果



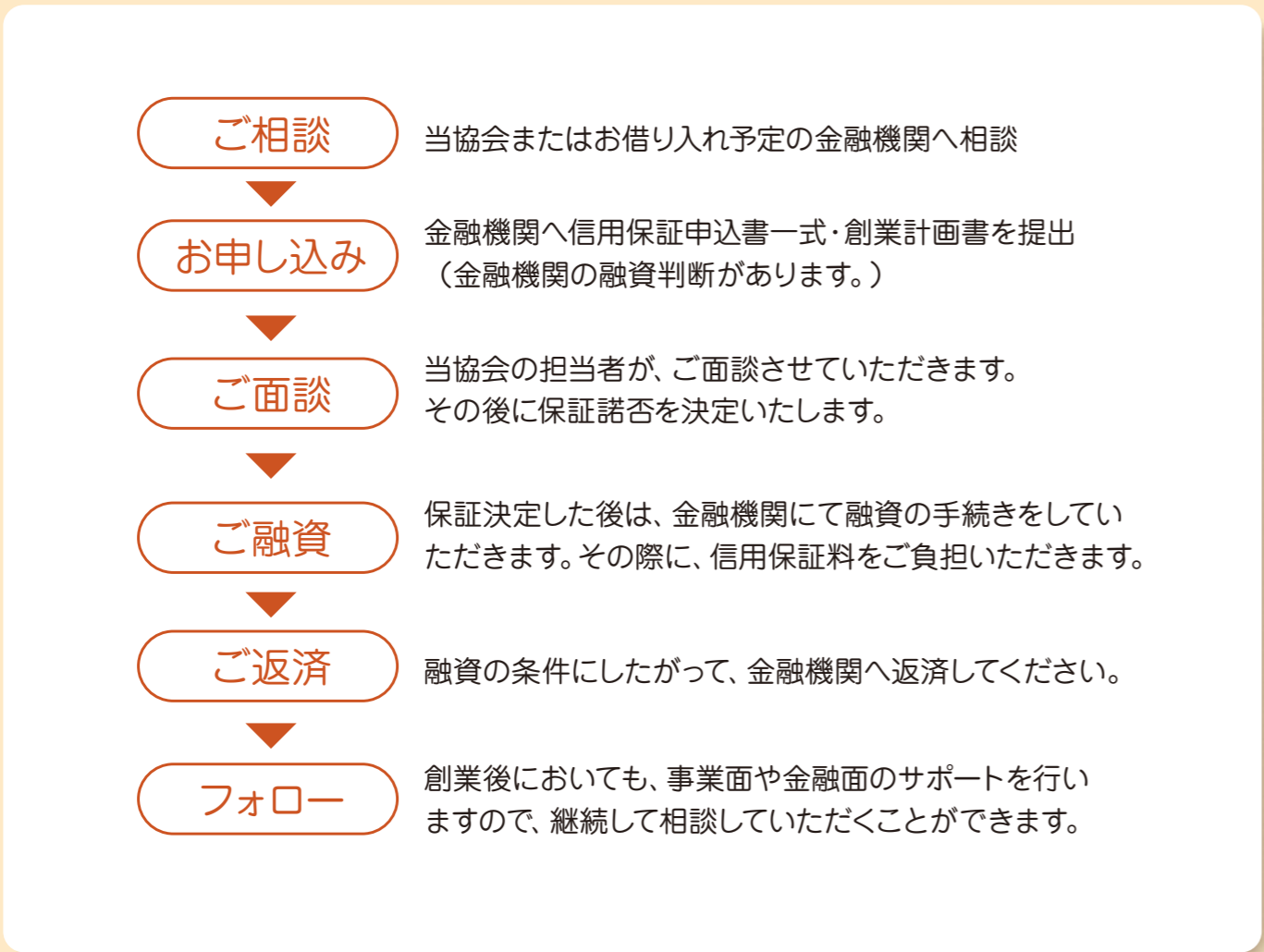
資料：中小企業庁委託「中小企業を取り巻く金融環境に関する調査」（2011年12月、みずほ総合研究所様）

# 創業保証の流れと保証制度

## 創業保証の流れ

創業計画書（巻末資料編に掲載）が完成し、必要書類が揃ったら金融機関へのお申し込みとなります。創業保証に関する手続きは以下のとおりです。

ご不明な点は、当協会またはお借り入れ予定の金融機関へお問合せください。



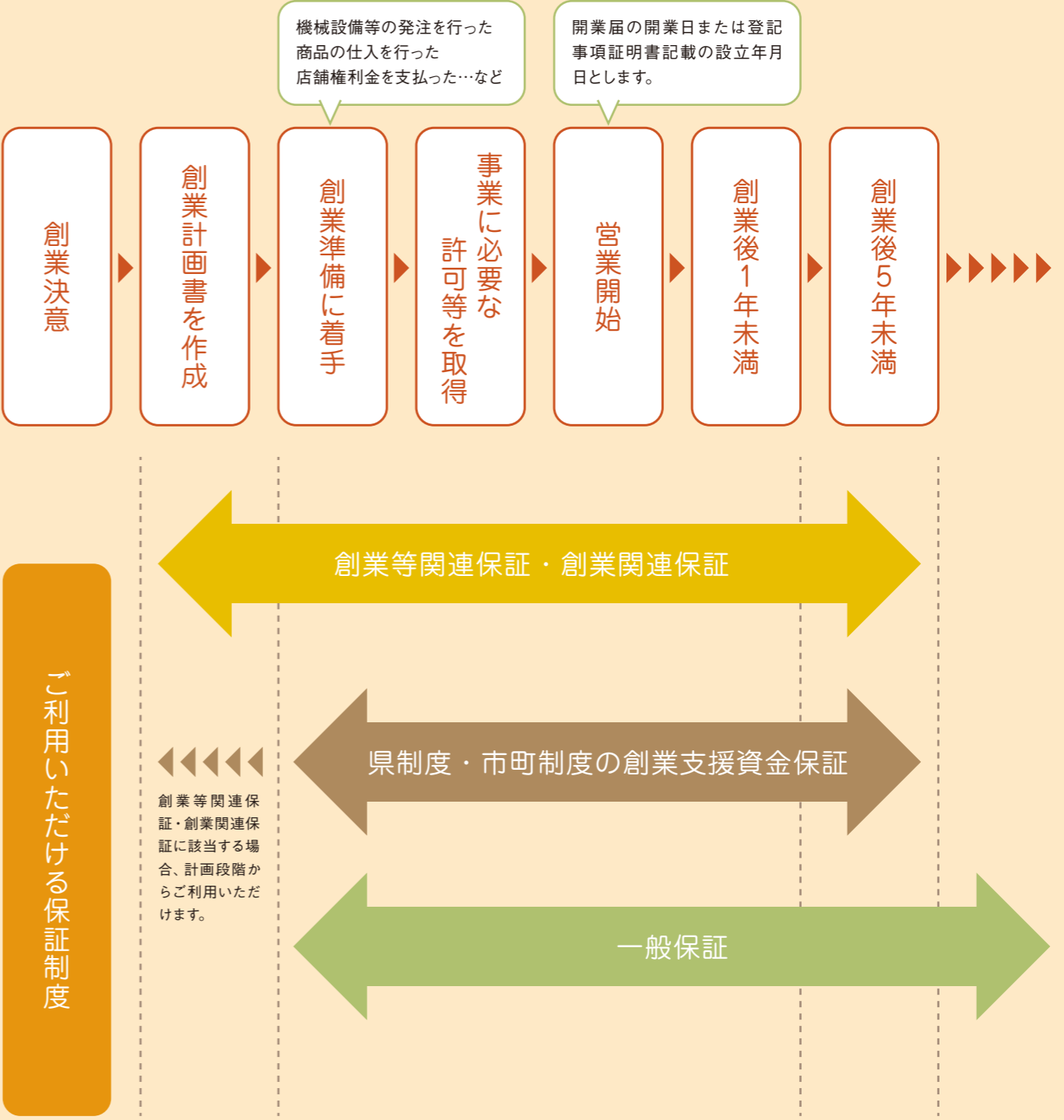
**保証申し込みの際に必要な書類を確認しましょう。**  
 主な必要書類は次のとおりです。

- 信用保証申込書一式
- 履歴事項全部証明書（法人でお申し込みの場合）
- 定款（法人でお申し込みの場合）
- 印鑑証明書
- 納税証明書（県市の創業保証をお申し込みの場合）
- 創業計画書
- 購入(予定)設備の見積書
- 事務所・店舗の賃貸借契約書
- 自己資金の確認資料
- 勤務証明書または資格を証する書面
- 許認可等を既に取得している場合は、許認可証等の写し

(注)必要に応じて、上記以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

## 保証制度

創業(予定)者の創業段階に応じた保証制度をご用意しております。



# 創業保証制度の概要

当協会では、以下の協会制度の他に、次ページの創業保証制度一覧表記載のように、各地方自治体から保証料補助等を受けた多彩な創業保証制度をご用意しています。

地方自治体制度は県創業バックアップの「創業等」以外は「創業関連保証」をベースにしており、自己資金の要件はございませんが、保証限度額や保証期間、貸付利率など細かな条件が異なります。ご不明な点は当協会までお問い合わせください。

## 創業関連保証

### 保証対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ① 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- ② 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- ④ ①～③で事業を開始した日(法人であれば設立の日)以後5年を経過していないもの

### 保証限度額

一企業2,000万円

### 保証料率

年0.80%

### 貸付利率

金融機関所定利率

### 保証期間

10年(うち据置1年以内)

### 返済方法

原則、均等返済

### 担保

不要

## 創業等関連保証

### 保証対象となる方

次のいずれかに該当する方

- ① 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
- ② 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- ④ ①～③で事業を開始した日(法人であれば設立の日)以後5年を経過していないもの

### 保証限度額

一企業1,500万円(新たに事業を開始する場合は、自己資金額が限度額)

### 保証料率

年0.80%

### 貸付利率

金融機関所定利率

### 保証期間

10年(うち据置1年以内)

### 返済方法

原則、均等返済

### 担保

不要

## 「創業保証制度一覧」

代表取締役以外の連帯保証人不要、不動産担保不要(不動産取得資金を除く)の制度です。地方公共団体に居住、納税等の要件がございます。詳細は当協会へお尋ねください。但し、不動産等取得資金の場合は、制度変更のうえ、担保提供をお願いする場合があります。

共通の要件: 今現在事業を営んでいない個人で、これから事業を開始される方、創業して間もない方(創業後5年未満)

制度名	保証限度額	返済期間	保証料率	貸付利率
長崎県創業バックアップ資金保証	(創業等関連枠) 1,500万円 (創業関連枠) 2,000万円 (一般保証枠) 3,500万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置2年以内)	0.40% (有担保の場合 0.05 ~ 1.50%)	1.65%
長崎市中小企業創業資金保証	2,000万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置2年以内)	0.00%	1.40%
諫早市中小企業創業資金保証	2,000万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.30% 注: 諫早市補助あり。諫早市に申請が必要。
大村市中小企業創業資金保証	1,000万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.30%
対馬市中小企業創業資金保証	500万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.50%
壱岐市中小企業創業資金保証	1,000万円	7年以内	0.00%	1.50%
五島市中小企業創業資金保証	1,000万円	運転 5年以内 (うち据置1年以内) 設備 7年以内 (うち据置1年以内)	0.80% 注: 五島市補助あり。五島市に申請が必要。注: 五島市補助あり。五島市に申請が必要。	1.50%
南島原市中小企業創業資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.40%
長与町小規模企業創業支援資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	2.00% 注: 長与町補助あり。長与町に申請が必要。
佐世保市中小企業創業資金保証	2,000万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	0.70% (認定特定創業支援事業の支援を受けている場合 0.50%)
平戸市中小企業創業支援資金保証	1,000万円	運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.40%
東彼杵町創業支援資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.50%
川棚町創業支援資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.50%
波佐見町創業支援資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.40%
佐々町創業支援資金保証	500万円	7年以内 (うち据置1年以内)	0.00%	1.30%

(○)は該当、△は注意項目、※は表外参照

	協会		県創業バックアップ		本所管轄										佐世保支所管轄					
	創業	創業等	創業	創業等	一般	長創業	諫早創業※	大村創業	南島原創業	五島創業※	壱岐創業	対馬創業	長与創業※	佐世保創業	平戸創業	波佐見創業	東彼杵創業	川棚創業	佐々創業	
要件	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始後1年未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業開始後5年未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保証限度																				
500万円									○											
1,000万円									○											
1,500万円			○																	
2,000万円			○																	
3,500万円(一般単体もしくは制度合算)			○	△	△	○														
保証期間																				
5年																				
7年																				
10年			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備																				
7年			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10年			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸付利率																				
0.50%														※	※					
0.70%														○	○					
1.30%																				○
1.40%																				
1.50%																				
1.65%																				
2.00%																				
金融機関所定利率	○	○																		
保証料率																				
0.00%(市・町の全部補助)					※	※														
0.40%(0.80%との差額は県市町の補助)					○	○														
0.80%																				
0.05%~1.50%(新たに創業する場合は0.75%)																				
0.45%~1.14%(新たに創業する場合は0.75%)																				
担保																				
不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
必要に応じて徴求する																				
計画																				
創業・再挑戦計画書(事業開始後は不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税																				
納税証明書																				※
推薦																				
不要	○	○																		
推薦書					△	△	△	○												
融資(貸付) あっせん書(写し)																				※
資金あっせん書(原本)																				
貸付申込書(写し)																				※

※諫早創業は諫早市による利子補助あり。五島創業は五島市による融資実行日から3年間の保証料補助と利子補助あり。長与創業は長与町による年0.50%の利子補助あり。  
 ※県創業バックアップ: 壱岐市、対馬市、雲仙市の創業者の場合、各市に創業者が申し込むことで、保証料補助(本人負担の一部もしくは全額)を受け取ることが出来る。松浦市の創業者の場合、県創業バックアップ(松浦)で保証申請することで全額保証料補助(県50%、松浦市50%)となる。  
 ※佐世保創業は、既に認定を受けた創業支援事業計画(=認定創業支援事業計画)における特定創業支援等事業(=認定特定創業支援等事業)を市町村が実施し、当該支援事業により支援を受けた創業者は、貸付利率が年0.50%となる(認定特定支援等事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写し)の添付が必要)。  
 ※佐々創業は納税証明書、融資あっせん書(写し)、貸付申込書(写し)のいずれかが必要。  
 ※注意項目については当協会にご確認ください。

# 7 創業に必要な手続き

～届出と許認可等～

創業にともなう届出等の各種手続きについては、以下のとおりです。詳しくは、これらを管轄する税務署・年金事務所・県市町窓口等に確認していただく必要があります。

また、業種によって、一定の衛生水準や技術水準などを確保するとい

う考え方から、法令等で許可・認可・登録・免許・指定・届出および認証を必要とするものがあります。

なお、信用保証協会でも事業の継続性や安全性の観点から、次ページの業種に係る許認可等を受けていることを書面等で確認しています。

	個人	法人
税務署	①開業届出書 ②青色申告承認申請書 ③給与支払い事務所等の開設届出書 等	①法人設立届出書 ②青色申告承認申請書 ③給与支払い事務所等の開設届出書 ④減価償却資産の償却方法の届出書 等
県地方事務所	事業開始申告書	同左
市町	開業等届出書	法人設立・設置届出書
年金事務所	健康保険、厚生年金保険 ①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被保険者異動届	同左
公共職業安定所	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	同左
労働基準監督署	労災保険 ①保険関係成立書 ②適用事業報告	同左
県労働局	労働保険概算保険料申告書	同左

※各種手続きの管轄一覧については、巻末資料編をご確認ください。

## 《許認可等確認業種一覧表》

業種	許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
鉱業	採石業	登録 採石法(第32条)	—	県知事
	砂利採取業	登録 砂利採取法(第3条)	—	県知事
建設業	建設業	許可 建設業法(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)または県知事※
	電気工事業	登録 電気工事業の業務の適正化に関する法律(第3条)	5年	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事※
製造業	食品品製造業	許可 食品衛生法(第52条)	5年を下らない期間	県知事または市長
	酒類製造業	免許 酒税法(第7条)	—	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許 酒税法(第8条)	—	税務署長
	第1種高压ガス製造業	許可 高压ガス保安法(第5条)	—	県知事
	医薬品(体外診断用医薬品を除く。) ・医薬部外品・化粧品製造業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第13条)	5年または6年	厚生労働大臣または県知事
	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の2の3)	5年	厚生労働大臣
	再生医療等製品製造業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の22)	5年	厚生労働大臣
	揮発油特定加工業	登録 揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の2)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	軽油特定加工業	登録 揮発油等の品質の確保等に関する法律(第12条の9)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	一般旅客自動車運送事業 (一般貨物自動車運送事業を除く。)	許可 道路運送法(第4条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
運輸業	一般旅客自動車運送事業 (一般貨物自動車運送事業に限る。)	許可 道路運送法(第4条、第8条)	5年	国土交通大臣(地方運輸局長)
	特定旅客自動車運送事業	許可 道路運送法(第43条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
	自家用有償旅客運送事業	登録 道路運送法(第79条)	2年 更新時2年または3年	国土交通大臣(地方運輸局長)
	一般貨物自動車運送事業	許可 貨物自動車運送事業法(第3条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
特定貨物自動車運送事業	許可 貨物自動車運送事業法(第35条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)	
卸売・小売業	食品品販売業	許可 食品衛生法(第52条)	5年を下らない期間	県知事または市長
	酒類販売業	免許 酒税法(第9条)	—	税務署長
	医薬品(体外診断用医薬品を除く。) ・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第12条)	5年または6年	厚生労働大臣または県知事
	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の2)	5年	厚生労働大臣または県知事
	再生医療等製品製造販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の20)	5年	厚生労働大臣または県知事
	再生医療等製品販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第40条の5)	6年	県知事
	医薬品販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第24条)	6年	県知事または市長
	薬局	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第4条)	6年	県知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条)	6年	県知事
	液化石油ガス販売業	登録 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事
不動産業	揮発油販売業	登録 揮発油等の品質の確保等に関する法律(第3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
	家畜商	免許 家畜商法(第3条)	—	県知事
	古物営業	許可 古物営業法(第3条)	—	県公安委員会
	宅地建物取引業	免許 宅地建物取引業法(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)または県知事※
	飲食店・喫茶店	許可 食品衛生法(第52条)	5年を下らない期間	県知事または市長
	旅館業	許可 旅館業法(第3条)	—	県知事または市長
	住宅宿泊業	届出 住宅宿泊事業法(第3条)	—	県知事
	病院・診療所・助産所	許可 医療法(第7条)	—	県知事または市長
	建築士事務所	登録 建築士法(第23条)	5年	県知事
	測量業	登録 測量法(第55条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)
サービス業	浴場	許可 公衆浴場法(第2条)	—	県知事または市長
	興行場	許可 興行場法(第2条)	—	県知事または市長
	一般廃棄物処理業	許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条)	2年	市町長
	産業廃棄物処理業	許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条)	5年または7年	県知事または市長
	特別管理産業廃棄物処理業	許可 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条の4)	5年または7年	県知事または市長
	浄化槽清掃業	許可 浄化槽法(第35条)	期限を付することができる(概ね2年)	市町長
	自動車分解整備事業	認証 道路運送車両法(第78条)	—	地方運輸局長
	医療機器修理業	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第40条の2)	5年	厚生労働大臣または県知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業※	許可 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条)	6年	県知事
	有料職業紹介事業	許可 職業安定法(第30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
労働者派遣事業	許可 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣	

※については当協会にご確認ください。

# 8 決算書の必要性

～決算書は企業の自己通信簿～

決算書は、企業の事業活動の成果をまとめたものです。自社の商品やサービスの提供に関する販路、販売促進、価格政策、人事・組織、情報化といった様々な企業の活動の結果が数値で表されたものです。

# 9 創業準備のチェック

～備えあれば憂いなし～

具体的な創業計画と創業までのプロセスを重視して、創業を実現することが求められます。そのためには創業に関する予備知識の習得が成功への第一歩となります。今の状況を以下の5W2Hで自己診断してみましょう。

## 1 決算書の概要

■ 決算書の中心は「貸借対照表 (B/S)」と「損益計算書 (P/L)」です。

■ 原則として、個人事業の方は翌年の2月16日から3月15日までに、法人の方は事業年度終了日の翌日から2カ月以内に税務申告(確定申告)をしなければなりません。

### 1 貸借対照表 (B/S)

企業の一定時点における財務状態を示し、資産・負債・自己資本(純資産)で構成されます。

### 2 損益計算書 (P/L)

企業の一定期間における経営成績を示し、売上・費用・利益等で構成されます。

つまり、「決算書=企業の成績表」です。

## 2 決算の目的

- 1 所得税や法人税等の税額を算出するために作成します。
- 2 企業自身が、一定期間における企業活動の成功や失敗の要因を知るための資料です。また、決算期ごとの推移を把握(比較)することで、より詳細に要因や傾向を把握することができ、次期以降の計画策定(売上予測や経費見積もり等)に活用できます。
- 3 金融機関をはじめ、商工会議所等の中小企業支援機関や当協会が、適切な助言やサポートを行うためにも企業実態を表した決算書が必要となります。

「はい」がいくつありますか。		はい	いいえ
Why 動機	1 どのような目的で、何を行うかが明確ですか？		
	2 創業する事業に対する信念や情熱がありますか？		
	3 社会的な問題を解決できるものですか？		
Who だれ	4 創業に活かせる人脈や信用がありますか？		
	5 ターゲットの顧客層は明確ですか？		
	6 商品やサービスを提供するための人材は確保できていますか？		
What 何を	7 顧客ニーズにマッチしていますか？		
	8 他社(競合)にはない独自性(強み)がありますか？		
	9 商品・サービス・スタッフ・イメージに競争力がありますか？		
How どのように	10 経営者としての自信と体力はありますか？		
	11 創業する事業に関する知識や経験はありますか？		
	12 顧客心理をくすぐるような仕掛けや仕組みになってますか？		
Where どこで	13 創業する場所は決めていますか？		
	14 その場所は、事業に適したところですか？		
When いつ	15 創業のタイミングは、職場環境や同業他社等の状況からみて、適切ですか？		
	16 創業までのスケジュールは具体的ですか？		
How much いくら	17 「収支計画」は、何度も予測シミュレーションしましたか？		
	18 必要な資金(設備資金・運転資金)がいくらになるか試算しましたか？		
	19 自己資金は準備しましたか？		
	20 「創業計画書」としてまとめてみましたか？		

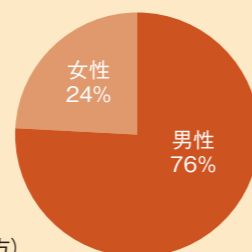
■ 診断結果  
「はい」の数を合計してください

- 18～20個 …… 創業の準備は万全です!
- 12～17個 …… もう少し準備してください。
- 0～11個 …… まだ創業は早いかも?

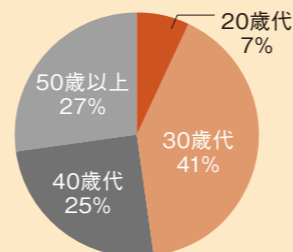
## ■ 創業者の属性 (統計)

長崎県信用保証協会が創業資金を保証した創業者の属性は、以下のとおりです。なお、平均年齢は42.5歳です。

(男女別) 創業者構成



(年齢別) 創業者構成



(平成30年4月～平成31年3月実績のうち、保証利用残高ありの方)



# 10 信用保証協会の概要

～長崎県信用保証協会について～

「信用保証協会」は、公的な保証機関として全国の都道府県に52協会あり、約154万社（うち当協会は、約1万2千社）の中小企業・小規模事業者のみなさまにご利用いただき、保証債務残高は約30兆円（うち当協会は、約1,600億円）となっています。

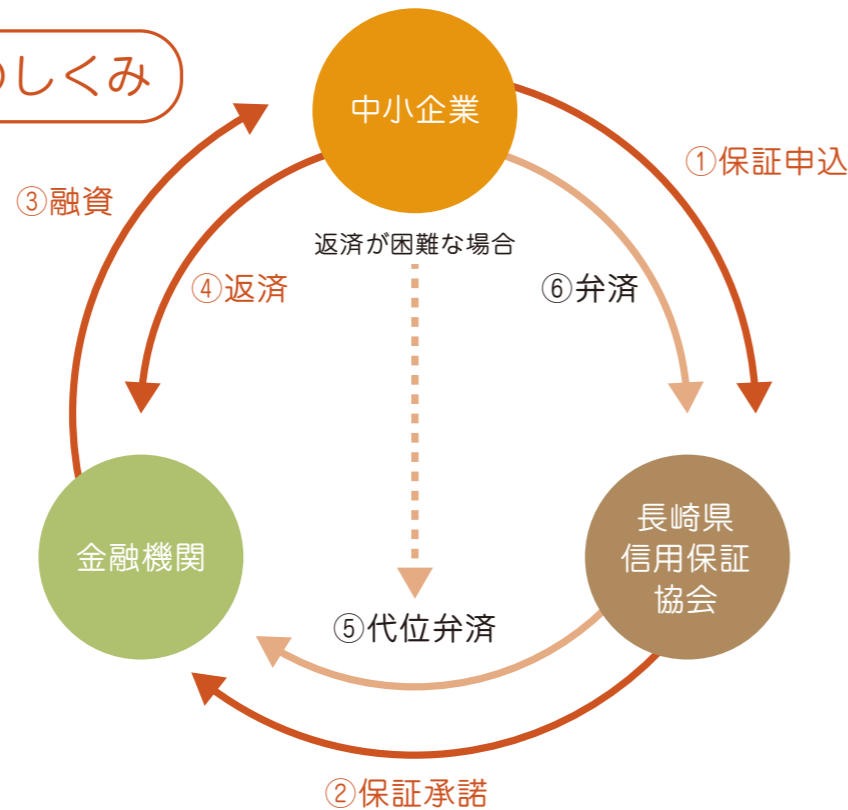
長崎県信用保証協会は、設立（昭和27年）以来、長崎県内の中小企業のみなさまの事業の発展をサポートしています。

\*保証債務残高…保証をご利用いただいている金額のことです。

## 【保証利用限度額】

〔一般保証〕	個人・法人	2億8,000万円
	組合等	4億8,000万円
〔特別保証〕	上記の一般保証とは別枠で、国が定める特別保証制度を利用することができます。	

## 信用保証制度のしくみ




信用保証協会をご利用いただける中小企業は、次のとおりです。

所在地・業歴	長崎県内に事業所を有し、原則として事業を行う中小企業の方。 これから長崎県内で事業を始める創業者の方。  *法人の場合、本店または事業所のいずれかが長崎県内にあればご利用いただけます。 *個人企業の場合、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。			
企業規模 <small>※資本金または、従業員数のいずれかが該当すれば、ご利用いただけます。</small>	業種（主たる事業）	資本金	従業員数	
	製造業・建設業・運輸業ほか	3億円以下	300人以下	
	ゴム製品製造業（注）	3億円以下	900人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	小売業	5,000万円以下	50人以下	
	サービス業	5,000万円以下	100人以下	
	ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
	旅館業	5,000万円以下	200人以下	
	医業	個人		100人以下
		法人		300人以下
<small>（注）自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。</small>				
業種	農業、林業、漁業、金融業、その他の非対象業種（政治・経済・文化団体、宗教法人、非営利団体等）を除く業種は、原則として全てご利用いただけます。			
許認可等	事業を行う上で、必要な許認可等を受けていることが必要です。			

# 信用保証協会の取組み


私たちは、様々な取組みで  
中小企業のみなさまをサポートしています。

**経営支援**



経営相談やビジネスフェア等への参加など、みなさまの企業経営における様々な課題の解決に向け、経営支援の一層の充実に努めています。

**関係機関との連携**




各地域の金融機関、商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、法務・会計・税務等の専門家、地方公共団体などと連携し、みなさまをサポートしています。

**創業支援**



創業に関する基本的なことから創業計画策定に関する事、創業時および創業後の資金調達にいたるまで、みなさまの夢の実現に向け、サポートしています。

**特別相談窓口の設置**



自然災害や大型倒産など、多くの中小企業が影響を受けると思われる事由が発生した場合、「特別相談窓口」を設置し、経営環境の悪化により経営の安定に支障が生じているみなさまのご相談をお受けしています。

**保証協会団信**



信用保証協会の団体信用生命保険制度（保証協会団信）は、みなさまの事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図る生命保険です。なお、保証協会団信は、信用保証協会をご利用いただく方が利用対象となる生命保険であり、**団信加入と保証の可否とはまったく関係ありません。**加入資格など、保証協会団信の詳細については、全国信用保証協会連合会のホームページをご覧ください。

全国信用保証協会連合会保証協会団信専用ダイヤル  
(受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 祝日、年末年始を除く) **0120-966-023**

## 資料編

1. 創業・再挑戦計画書(記入例)
2. 創業バックアップ資金 事業計画書(様式)
3. 資金繰り表(様式例)
4. 参考資料
5. 各種届出を要する機関等
  - ① 税務関係の届出について
  - ② 税務署一覧
  - ③ 各振興局税務部(旧県税事務所)一覧
  - ④ 社会保険関係の届出について
  - ⑤ 年金事務所一覧
  - ⑥ 公共職業安定所(ハローワーク)一覧
  - ⑦ 労働基準監督署一覧
6. 許認可等の所轄機関
  - ① 主な許認可等の申請について
  - ② 保健所一覧
  - ③ 警察署一覧
  - ④ 建設業許可申請先
7. 中小企業支援機関一覧
8. 創業・起業に関するお問合せ窓口のご紹介

※創業・再挑戦計画書および創業バックアップ資金事業計画書は、当協会 HP (<http://www.cgc-nagasaki.or.jp/>) から、ダウンロードできます。

## 創業計画書の記入例

### 創業・再挑戦計画書

長崎県信用保証協会 御中

令和〇〇年〇月〇日  
西暦 (どちらかに〇印を付けてください)

[申込人]

住 所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦  
支援保証の申込みにあたり、以下のとおり  
創業・再挑戦計画を提出します。

会 社 名

氏名または代表者名 **長崎 花子**

#### 1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	ヘアサロン〇〇
開業(予定)住所	〇〇市〇〇町〇〇 △△ビル2F 電話 (未定)		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和〇〇年〇月〇日
業種	美容業	資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
従業員数	1名	取扱品 ヘアカット、カラー パーマ他	仕入先 (株)〇〇美容材料 (株)〇〇商事
開業動機・目的	美容業に従事して〇年、前勤務先で固定客もついているため、自分の店をもちこれまでの経験を活かしたい。〇〇駅近くに好条件の物件が見つかったため開業を決意した。		
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得	平成〇年に美容師免許取得。市内の美容室に〇年従事。平成〇年からは店長職として店舗運営のノウハウを習得。ヘアケアマイスター、ネイル検定3級などの資格を保有。		
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額			
事業協力者の 住所・氏名・勤務先	〇〇市〇〇町〇-〇-〇・長崎 〇太(父)・自営業(メンズヘアサロン〇〇) (創業資金として100万円の資金援助)		

#### 2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に〇印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている。
- キ その他(具体的に記入して下さい)

#### 3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	315 千円	105千円×3カ月=315千円
人件費等	435 千円	アシスタント人件費 145千円×3カ月=435千円
その他の資金	570 千円	(家賃80千円+水道光熱費40千円+通信費10千円+広告宣伝費20千円+消耗品20千円+雑費20千円)×3カ月=570千円
計	A 1,320 千円	

#### 4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 (自己・新築 取得・賃貸)	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年月日	
事業用不動産	土地	m <sup>2</sup>		千円			
	建物	40 m <sup>2</sup>	賃貸	320 千円			
計	B (取得に要する資金)			320 千円			
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成) 年月日
機械器具・ 什器備品等	店舗改装工事		1	4,100	4,100	〇〇工務店	〇年〇月〇日
	看板		1	160	160	〇〇企画(株)	〇年〇月〇日
	セット椅子		2	100	200	(株)〇〇商事	〇年〇月〇日
	美容器具・備品		1	400	400 千円	(株)〇〇美容材料	〇年〇月〇日
計	C (金額)			4,860 千円			

#### 5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = 6,500 千円 (D)

#### 6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
	〇〇銀行△△支店	普通	3,500 千円	有価証券	千円
			千円	その他(具体的に)	
			千円	( )	
	自己資金合計			3,500 千円	
借入金等 (※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎 月 返 済 額	借 入 期 間
	今回の借入額 (〇〇銀行△△支店)	1.8 %	3,000 千円	50 千円	0・0 ~ 0・0
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借入金等合計			3,000 千円	調達資金合計 D 6,500 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

# 創業計画書の記入例

## 7. 収支計画（今後1年間分）<sup>⑬</sup>

支 出		収 入	
仕入高	1,260 千円	売上高	8,400
外注工事		工賃収入	
人件費	1,740	雑収入	
その他費用	2,334		
利益	3,066		
計	8,400	計	8,400

## 8. 販売・仕入先<sup>⑭</sup>

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般個人	年 8,400 千円	即金	(株)〇〇美容材料	年 1,020 千円	末日翌月末日支払
			(株)〇〇商事	年 240 千円	末日翌月20日支払

## 9. 借入金等状況（※）<sup>⑮</sup>

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
〇〇信用金庫	自動車ローン	500 千円	20 カ月	300 千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

### 《収支計画補足》

売上高 ①×6カ月+②×6カ月=8,400千円

①（開業～6カ月）

月の売上高=平均単価@5.6千円×2席(セット椅子)×2回転×25日(月の営業日数)=560千円

②（7カ月目以降）勤務時の経験から回転数を2→3

月の売上高=平均単価@5.6千円×2席(セット椅子)×3回転×25日=840千円

仕入高（勤務時の経験から売上の15%を原価率として計算）

8,400千円×15%=1,260千円

人件費（アシスタント人件費）

月給145千円×12カ月=1,740千円

その他（家賃80千円×水道光熱費40千円+通信費10千円+広告宣伝費20千円+消耗品20千円+雑費20千円+支払利息4.5千円）×12カ月=2,334千円

## 10. 自己資金算定額<sup>⑯</sup>

種類	明 細		金 額		
自己資金等	普通預金	〇〇銀行△△支店	3,500 千円		
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
	合 計		① 3,500 千円		
借入金等	借入先	資金使途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分(2年以内のものは全額)
	〇〇信用金庫	自動車ローン	20 カ月	300 千円	500 千円
	合 計				② 500 千円
自己資金額（①－②）＝					③ 3,000 千円

## 11. その他（計画に関する補足説明がありましたら記入してください）<sup>⑰</sup>

前勤務先では〇百名の顧客を有し、コンクールへの出場や海外研修への参加などにより経験を積んできました。特にコンクール入賞歴のあるヘアカットには定評があり、最新のドライカット技術により従来のカット技術では不可能だったフォームや質感を表現します。

駅近くの店舗で、仕事帰り・学校帰りのお客が多いことが想定されるため、技術メニューを細かく分け、お客様のスケジュールや予算に合わせた提案を行います。また、カラー・パーマご利用のお客様に対するネイルケアサービスなど、満足度の高い技術・サービス提供を検討しています。

将来的には、父の経営する理容店と提携し、家族で来店いただけるようなサロンを作りたいと考えています。

(様式第 12)

## 創業バックアップ資金 事業計画書

令和 年 月 日

長崎県信用保証協会 会長  
取扱金融機関（融資担当部長又は支店長）様

[申込人]

住 所

会 社 名

氏名または代表者名

印

創業バックアップ資金の申込みにあたり、以下のとおり事業計画を提出します。

### 1. 事業計画書

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ( )		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和(西暦) 年 月 日
業 種		資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			

### 2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けてください]

- ① 設備機械器具等発注済である。 ( )
- ② 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。 ( )
- ③ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。 ( )
- ④ 商品・原材料の仕入れを行っている。 ( )
- ⑤ 事業に必要な許認可を受けている。 ( )
- ⑥ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている。 ( )
- ⑦ その他(具体的に記入してください) ( )

### 3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等	千円	
そ の 他 の 資 金	千円	
計 (A)	千円	

### 4. 設備計画

区分	土地・建物	面 積	取得方法 (自己・新築 取得・賃貸)	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取 得 ( 完 成 ) 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m <sup>2</sup>		千円			
	建 物	m <sup>2</sup>		千円			
	計 (B)	(取得に要する資金)					
区分	名 称	型 式 ・ 能 力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設 置 ( 完 成 ) 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計 (C)	(金額)					千円

### 5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = \_\_\_\_\_ 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に)	
			千円	( )	
	自 己 資 金 合 計				千円
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎 月 返 済 額	借 入 期 間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円	千円	・ ~ ・
			千円	千円	・ ~ ・
			千円	千円	・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計(D)

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 事		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先・ 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先・ 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金用途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円
		千円	カ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください  
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

# 3. 資金繰り表（例）

## 10. 自己資金算定額

種 類	明 細				金 額
	普通預金				
定期性預金					
有価証券等					
入居保証金等					
設備充当等					
合 計 (①)					
借 入 先	資 金 使 途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)	
		カ月	千円	千円	
合 計 (②)					
自己資金額 ③ = (① - ②)					

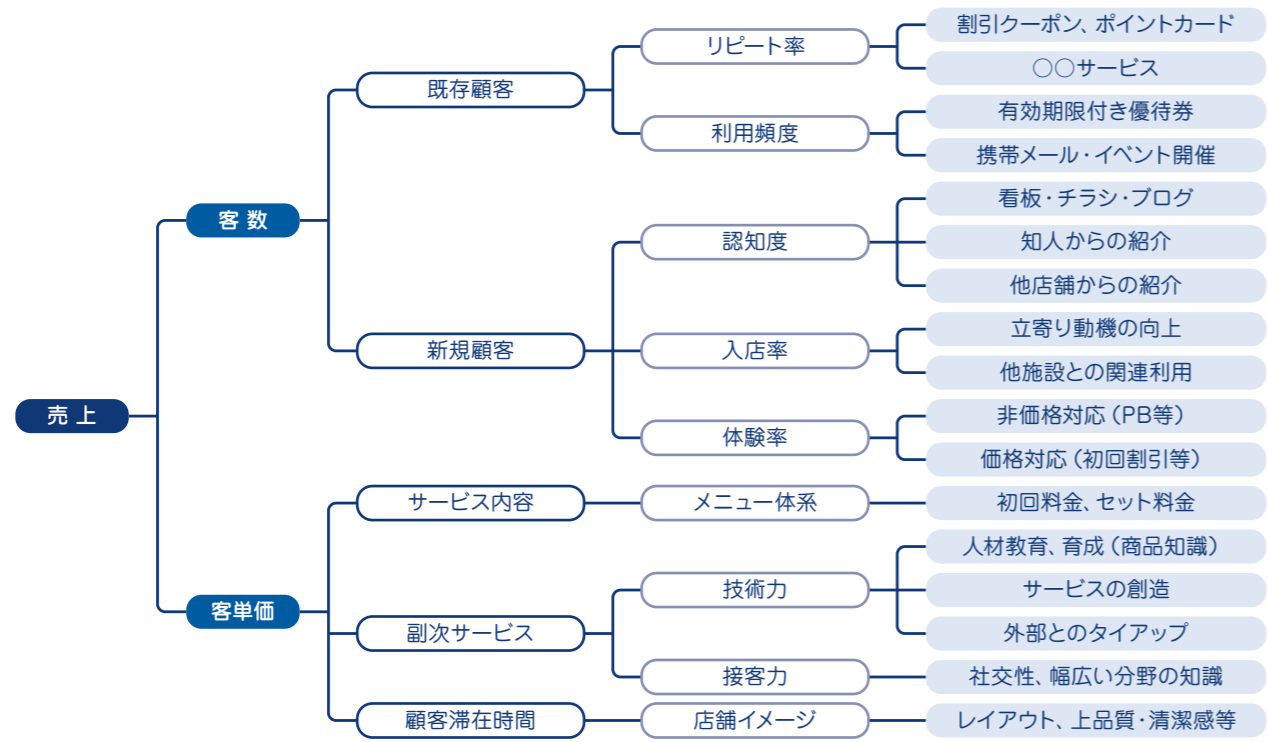
## 11. その他（計画に関する補足説明がありましたら記入してください）


## 資 金 繰 り 表

企業名 \_\_\_\_\_ (自 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 作成

科 目	月 別					
	前 月	繰 越 金	月	月	月	月
前 月 繰 越 金						
入	現 金 売 上					
	売 掛 金 回 収					
	受 取 手 形 期 日 入 金					
	手 形 割 引					
	前 受 金					
計 (A)						
支 出	現 金 仕 入					
	買 掛 金 支 払					
	支 払 手 形 (運 転) 決 済					
	〃 (設 備) 〃					
	未 払 金 支 払					
	前 渡 金					
	人 件 費					
諸 経 費						
支 払 利 息 割 引 料						
掛 金 預 金						
計 (B)						
差 引 過 不 足 (A - B)						
借 入 金						
借 入 金 返 済						
翌 月 繰 越 金						
売 上 高						
仕 入 高						
月 末 残 高	受 取 手 形					
	売 掛 金 及 び 未 収 金					
	支 払 手 形					
	買 掛 金					
商 品 在 庫 高						
月 中 手 形 受 領 高						
〃 振 出 高						
備 考						

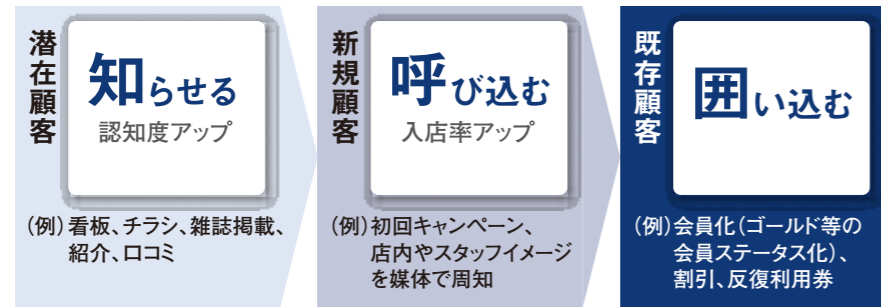
## 1. 売上・利益確保のための各種販売施策について①



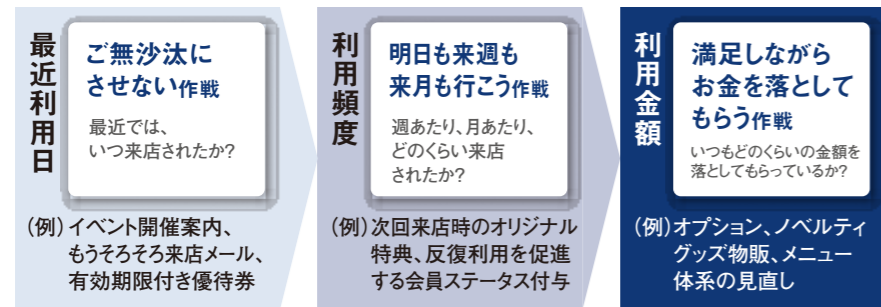
【参考】客単価＝顧客動線長×立寄率×視認率×買上率×買上個数×商品単価

## 2. 売上・利益確保のための各種販売施策について②

### 《新規顧客の固定化》



### 《顧客の行動に応じたアプローチ》

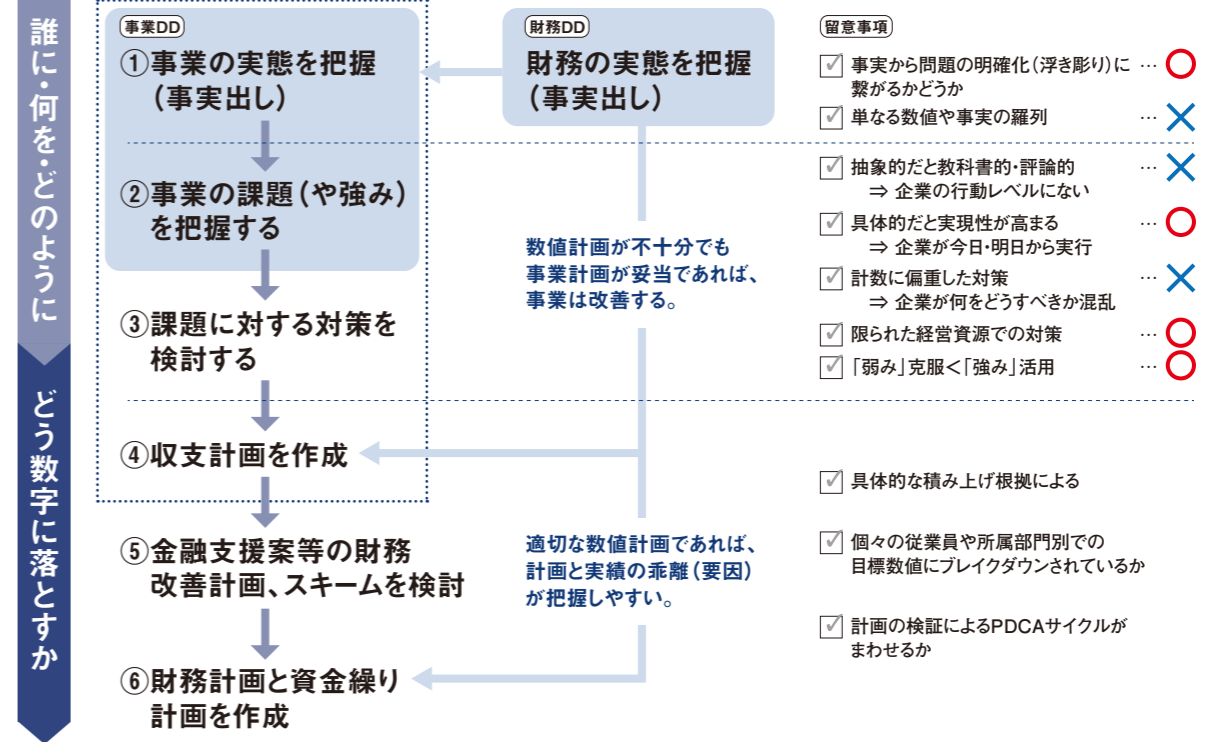


お客さまが店舗の何を求め、満足度が高くなるかを継続して追及することと飽きの来ないサービス提供が求められます。(スタッフ、接客、店舗、雰囲気、価格、待ち時間がない 等)

### 《サービスの特性》

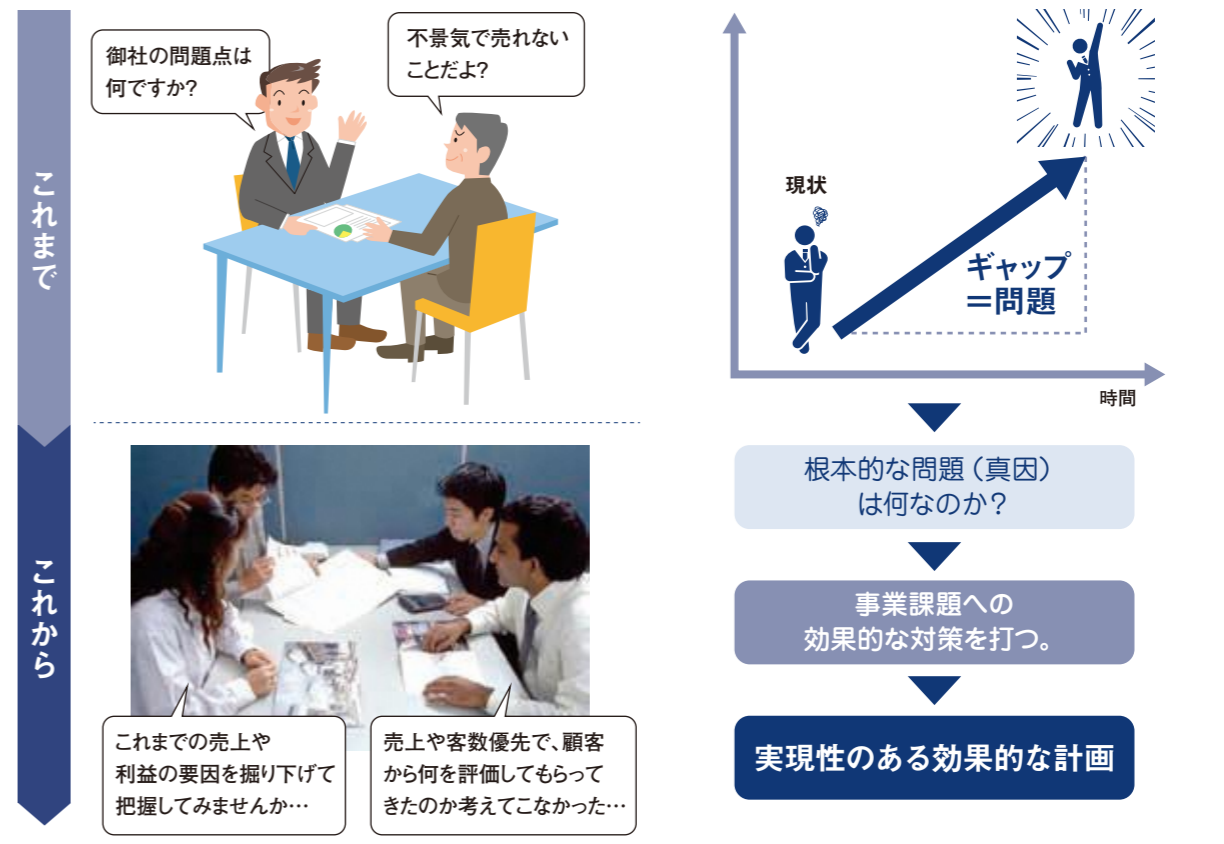
- 無形性**  
「目に見えない」サービスをどのように見えるようにするか?  
例) チラシ、雑誌掲載など
- 品質・需要の変動性**  
「スタッフ」や「提供日」によって同じサービスが提供できない。来店客数が曜日異なる等  
例) 平日にイベント実施、スタッフの上手い接客術の共有、予約指名制など
- 不可分性・同時性**  
サービスの提供側と受ける側の同時で切り分けられない  
例) スタッフ予約制、指名制など
- 不可逆性**  
やり直しがきかない  
例) 店舗コンセプト(どういう顧客に来店して欲しいか、どのようにしてサービスを提供するのかなど)を従業員への浸透、接客術の共有化
- 消滅性・非貯蔵性**  
サービスは在庫が出来ない  
例) 接客スタッフの待ちがないような時間管理・集客策など

## 3. 事業計画の目的とフロー



※収益力の将来性が、金融支援の妥当性(同意)に繋がる。 → 債務超過解消年数、債務償還年数の適正化

## 4. 事業実態と課題の把握【イメージ図】





# 5. 各種届出を要する機関等

## ①税務関係の届出について

創業時に必要な届出書類は、届ける書類の種類や届出先によって様々あります。

事業形態（個人・法人）や税務申告方法などにより内容が異なりますので、くわしくは、税務署等各担当事務所にお問合せください。

	届出先	種類	提出期限・留意点等
個人	税務署	①個人事業の開業届出書	事業を開始した日から1カ月以内
		②青色申告承認申請書 (青色申告を希望する場合)	1月16日以後に事業を開始した場合は開始した日から2カ月以内 (その他の場合はその年の3月15日まで)
		③給与支払事務所等の開設届出書 (従業員を雇う場合)	給与支払事務所等を設けた日から1カ月以内
		④青色事業専従者給与に関する届出書 (青色専従者給与を支払う場合)	1月16日以後に新たに青色事業専従者を有することとなった場合は、有することとなった日から2カ月以内 (その他の場合はその年の3月15日まで)
		⑤源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 (給与の支給人員が常時10人未満で、希望される方のみ)	特に定められていません (原則として、提出した月の翌月以後に支払う給与等から適用されます)
		⑥棚卸資産の評価方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
		⑦減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、定額法となります)
	振興局税務部	個人事業税の開業届出書	事業を開始した日から1カ月以内
法人	税務署	①法人設立届出書	・設立の日から2カ月以内 ・定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要
		②給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等を設けた日から1カ月以内
		③源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 (給与の支給人員が常時10人未満で、希望される方のみ)	特に定められていません (原則として、提出した月の翌月以後に支払う給与等から適用されます)
		④棚卸資産の評価方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
		⑤減価償却資産の償却方法の届出書	確定申告の提出期限まで (届出がない場合は、建物を除き定率法となります)
		⑥青色申告の承認申請書 (青色申告を希望する場合)	設立の日3カ月を経過した日と当該年度終了の日のうち、いずれか早い日の前日
	振興局税務部	事業開始等申告書	・設立の日から15日以内 ・定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要
	市町役場	法人設立等申告書	設立の日から15日以内

※くわしくは、次項の各機関までお問合せください

## ②税務署一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎	〒850-8678 長崎市松が枝町6-26	095-822-4231	長崎市、西海市、時津町、長与町
諫早	〒854-8666 諫早市永昌東町25-45	0957-22-1370	諫早市、大村市
佐世保	〒857-8611 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎	0956-22-2161	佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町
島原	〒855-8686 島原市弁天町1-7403	0957-62-3281	島原市、雲仙市、南島原市
平戸	〒859-5121 平戸市岩の上町1509	0950-23-2131	平戸市、松浦市、佐々町
福江	〒853-0064 五島市三尾野2-4-12	0959-72-2146	五島市、新上五島町
壱岐	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐合同庁舎	0920-47-0315	壱岐市
対馬	〒817-8790 対馬市厳原町棧原38	0920-52-0645	対馬市

## ③各振興局税務部（旧県税事務所）一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎振興局税務部	〒850-0033 長崎市万才町3-17	095-822-3101	長崎市、時津町、長与町
県央振興局税務部	〒854-0071 諫早市永昌東町9-26 ニューウインドビル2F	0957-22-0508	諫早市、大村市
県央振興局税務部 島原出張所	〒855-0043 島原市新田町347-9	0957-62-3375	島原市、雲仙市、南島原市
県北振興局税務部	〒857-0041 佐世保市木場田町3-25	0956-23-1386	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町
五島振興局税務課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-2121	五島市、新上五島町
壱岐振興局税務課	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111	壱岐市
対馬振興局税務課	〒817-8510 対馬市厳原町国分1441	0920-52-1311	対馬市
長崎県庁税務課	〒850-8570 長崎市江戸町2-13	095-824-1111	県下全域

④社会保険関係の届出について

健康保険、雇用保険等の社会保険関係の届出については、創業する際に届出が必要となります。

事業形態（個人・法人）や従業員の雇用の有無等により内容が異なりますので、くわしくは、年金事務所等各担当事務所にお問合せください。

届出先	種類	提出期限・留意点等
年金事務所	健康保険、厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の事業所はすべて加入</li> <li>・個人の場合（注）</li> <li>従業員5人以上はすべて加入（サービス業の一部等については任意加入）</li> <li>従業員5人未満は任意加入</li> <li>・届出は速やかに</li> </ul>
	①新規適用届	
	②新規適用事業所現況届	
	③被保険者資格取得届	
	④被扶養者届	
⑤国民年金第3号被保険者関係届		
公共職業安定所（ハローワーク）	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる</li> <li>・①は開設後10日以内に、②は雇用した翌月の10日までに届出</li> </ul>
	①適用事業所設置届	
	②被保険者資格取得届	
労働基準監督署	労災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用事業所は雇用保険と同じ</li> <li>・雇用した日から10日以内に届出</li> <li>・従業員を10人以上雇用する場合は、「就業規則届」の届出も必要</li> </ul>
	①保険関係成立届	
	②適用事業報告	

（注）個人の事業主は、国民健康保険・国民年金の適用となります。届出先は市町役場です。  
 ※この他にも付帯する届出などがありますので、くわしくは、各機関までお問合せください。

⑤年金事務所一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎北	〒852-8502 長崎市稲佐町4-22	095-861-1354	長崎市、壱岐市、対馬市、西海市、時津町、長与町
長崎南	〒850-8533 長崎市金屋町3-1	095-825-8701	長崎市、五島市、新上五島町
佐世保	〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189	佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町
諫早	〒854-8540 諫早市栄田町47-39	0957-25-1662	諫早市、島原市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

⑥公共職業安定所（ハローワーク）一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎	〒852-8522 長崎市栄町4-25	095-862-8609	長崎市、西海市、時津町、長与町
西海	〒857-2303 西彼杵郡大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033	西海市
佐世保	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30	0956-34-8609	佐世保市（江迎公共職業安定所の管轄地域を除く）、小値賀町、佐々町
諫早	〒854-0022 諫早市幸町4-8	0957-21-8609	諫早市、雲仙市
大村	〒856-8609 大村市松並1-213-9	0957-52-8609	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
島原	〒855-0042 島原市片町633	0957-63-8609	島原市、南島原市
江迎	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131	佐世保市のうち江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市
五島	〒853-0007 五島市福江町7-3	0959-72-3105	五島市、新上五島町
対馬	〒817-0013 対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609	対馬市、壱岐市
壱岐	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054	壱岐市

⑦労働基準監督署一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎	〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2F	095-846-6353	長崎市、五島市、西海市、西彼杵郡、新上五島町
佐世保	〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3F	0956-24-4161	佐世保市（江迎労働基準監督署の管轄区域を除く） 東彼杵郡（諫早労働基準監督署の管轄区域を除く） 北松浦郡（江迎労働基準監督署の管轄区域を除く）
江迎	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123-19	0956-65-2141	佐世保市のうち江迎町、鹿町町、平戸市、松浦市、佐々町
島原	〒855-0033 島原市新馬場町905-1	0957-62-5145	島原市、雲仙市、南島原市
諫早	〒854-0081 諫早市栄田町47-37	0957-26-3310	諫早市、大村市、東彼杵町
対馬	〒817-0016 対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0234	対馬市、壱岐市

## ①主な許認可等の申請について

創業される業種によっては、法令により許可、認可、登録、免許、指定、届出が必要となるものがあります。例えば、飲食店の場合は一定の衛生水準の確保という観点等から保健所の許可が必要となります。

創業しようとする業種について許認可等が必要かどうか関係窓口にご照会ください。主な許認可業種と相談窓口は次表のとおりです。

### 保健所を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
飲食店営業 喫茶店営業 食品の製造業 菓子製造業 食肉販売業 魚介類販売業 惣菜製造業 ホテル・旅館業 クリーニング業 理容業 美容業 診療所 施術所(あん摩・はり・灸師等)	許可	各保健所 (長崎市と佐世保市は 各市役所生活衛生課)	P51 参照
	届出	各保健所 (長崎市と佐世保市は 各市役所地域保健課)	
薬局	許可	長崎県福祉保健部薬務行政室	〒850-0058 長崎市尾上町 3-1 TEL095-895-2469

### 警察署を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
古物商 飲食店営業 (風俗営業許可を要するもの)	許可・届出等	各警察署	P52 参照

### 県等を窓口とする営業

業種	許認可等	受付窓口	所在地等
宅地建物取引業	免許	長崎県土木部建築課	〒850-0058 長崎市尾上町 3-1 TEL095-894-3091
建設業	許可	各振興局	P53 参照
酒類販売業	免許	各税務署	P47 参照
貨物自動車運送業	許可	長崎運輸支局輸送部門	〒851-0103 長崎市中里町 1368 TEL095-839-4747
貨物軽自動車運送業	届出		
自動車分解整備事業	認証	長崎運輸支局整備部門	〒851-0103 長崎市中里町 1368 TEL095-839-4749

## ②保健所一覧

名称	所在地	電話番号	管轄地区
長崎	〒850-0031 長崎市桜町 6-3	095-829-1155	長崎市
佐世保	〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1	0956-24-1111	佐世保市
西彼	〒852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-0693	西海市、 時津町、長与町
県央	〒854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305	諫早市、大村市、 川棚町、波佐見町、東彼杵町
県南	〒855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3287	島原市、雲仙市、南島原市
県北	〒859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	平戸市、松浦市、佐々町
五島	〒853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125	五島市
上五島	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町
壱岐	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	壱岐市
対馬	〒817-0011 対馬市巖原町宮谷 224	0920-52-0215	対馬市

③警察署一覧

名称	所在地	電話番号
長崎	〒 850-0027 長崎市桶屋町 65	095-822-0110
大浦	〒 850-0921 長崎市松が枝町 7-25	095-829-0110
稲佐	〒 852-8002 長崎市弁天町 18-4	095-864-0110
浦上	〒 852-8134 長崎市大橋町 26-4	095-842-0110
時津	〒 851-2105 西彼杵郡時津町浦郷 275-1	095-881-0110
西海	〒 857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 162-17	0959-22-0110
諫早	〒 854-0062 諫早市小船越町 1036-1	0957-22-0110
雲仙	〒 854-0513 雲仙市小浜町南本町 7-25	0957-75-0110
島原	〒 855-0033 島原市新馬場町 890-1	0957-64-0110
南島原	〒 859-2504 南島原市口之津町丙 2113-13	0957-86-2110
大村	〒 856-0815 大村市森園町 34-5	0957-54-0110
川棚	〒 859-3605 東彼杵郡川棚町百津郷 41-4	0956-82-3110
早岐	〒 859-3216 佐世保市勝海町 136	0956-39-0110
佐世保	〒 857-0043 佐世保市天満町 4-18	0956-23-0110
相浦	〒 858-0917 佐世保市愛宕町 161	0956-47-5110
江迎	〒 859-6101 佐世保市江迎町長坂 120-11	0956-66-3110
松浦	〒 859-4507 松浦市志佐町庄野免 131	0956-72-5110
平戸	〒 859-5121 平戸市岩の上町 1462	0950-22-3110
五島	〒 853-0015 五島市東浜町 3-9-1	0959-72-8110
新上五島	〒 857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 733-2	0959-42-0110
壱岐	〒 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 551-1	0920-47-0110
対馬南	〒 817-0013 対馬市厳原町中村 633	0920-52-0110
対馬北	〒 817-1602 対馬市上県郡上県町佐須奈甲 561	0920-84-2110

④建設業許可申請先

許可申請窓口	所在地 電話番号	所轄区域 (営業所の所在地)
長崎振興局 管理課	〒 852-8134 長崎県大橋町 11-1 TEL095-844-2181	長崎市、時津町、長与町
県北振興局建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	〒 857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128-16 TEL0959-22-0067	西海市
県央振興局 管理課	〒 854-0071 諫早市永昌東町 25-8 TEL0957-22-0010	諫早市、大村市
島原振興局 管理課	〒 855-8501 島原市城内 1-1205 TEL0957-63-0612	島原市、雲仙市、南島原市
県北振興局 建設管理課	〒 857-8502 佐世保市市場田町 3-25 TEL0956-24-1419	佐世保市、東彼杵町、川棚町、 波佐見町、小値賀町、佐々町
県北振興局 田平土木維持管理事務所	〒 859-4825 平戸市田平町山内免 808 TEL0950-57-0562	平戸市、松浦市
五島振興局 管理・用地課	〒 853-8502 五島市福江町 7-1 TEL0959-72-2734	五島市
五島振興局上五島支所 管理・用地課	〒 857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 578-2 TEL0959-42-1141	新上五島町
壱岐振興局 管理・用地課	〒 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 570 TEL0920-47-1111	壱岐市
対馬振興局 管理課	〒 817-8520 対馬市厳原町宮谷 224 TEL0920-52-0398	対馬市

【建設業の許可について】

次に該当する工事のみを請け負うことを事業とする場合、許可は必要ありません。

- (1) **建築一式工事**にあつては、工事 1 件の請負金額が **1,500 万円**に満たない工事、または、延べ床面積が **150㎡**に満たない**木造住宅工事**。
- (2) **建築一式工事以外の建設工事**にあつては、工事 1 件の請負金額が **500 万円**に満たない工事。  
なお、電気工事業の場合、工事 1 件の請負金額が 500 万円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、電気工事業の登録は必要となります。

## ①商工会議所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
長崎商工会議所	850-8541	長崎市桜町 4-1	095-822-0111
佐世保商工会議所	857-8577	佐世保市湊町 6-10	0956-22-6121
島原商工会議所	855-8550	島原市高島 2-7217	0957-62-2101
諫早商工会議所	854-0016	諫早市高城町 5-10	0957-22-3323
大村商工会議所	856-8601	大村市東三城町 6-1	0957-53-4222
福江商工会議所	853-0005	五島市末広町 8-4	0959-72-3108
平戸商工会議所	859-5121	平戸市岩の上町 1481-1	0950-22-3131
松浦商工会議所	859-4501	松浦市志佐町浦免 1807	0956-72-2151

## ②商工会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
長崎県商工会連合会	850-0031	長崎市桜町 4-1 長崎商工会館 8F	095-824-5413
東長崎商工会	851-0133	長崎市矢上町 20-27	095-839-8866
長崎市北部商工会	851-2204	長崎市三重町 958	095-850-0050
長崎南商工会	851-0403	長崎市布巻町 88-1	095-892-0078
西海市商工会	851-3305	西海市西彼町喰場郷 1686-3	0959-37-5400
西そのぎ商工会	851-2105	西彼杵郡時津町浦郷 428-14	095-882-2240
東彼商工会	859-3605	東彼杵郡川棚町百津郷 364-185	0956-82-2068
諫早市商工会	854-0202	諫早市森山町慶師野 1063	0957-20-5550
多良見町商工会	859-0401	諫早市多良見町化屋 759-15	0957-43-0140
雲仙市商工会	854-0302	雲仙市愛野町乙 555-1	0957-36-3911
南島原市商工会	859-2503	南島原市口之津町丁 5611-7	0957-76-1500
有明町商工会	859-1415	島原市有明町大三東戊 1427-3	0957-68-0255
佐世保市北部商工会	859-6326	佐世保市吉井町立石 472-3	0956-64-2139
平戸市商工会	859-4825	平戸市田平町山内免 344-5	0950-57-0223
松浦市福鷹商工会	848-0403	松浦市福島町塩浜免 679	0955-47-2152
佐々町商工会	857-0311	北松浦郡佐々町本田原免 123	0956-62-3171
小値賀町商工会	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷 1537-54	0959-56-2323
宇久町商工会	857-4901	佐世保市宇久町平 2524-23	0959-57-2163
新上五島町商工会	857-4404	南松浦郡新上五島町青方郷 2303	0959-52-2446
五島市商工会	853-0701	五島市岐宿町岐宿 2256-3	0959-82-0702
壱岐市商工会	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 490-9	0920-47-6001
対馬市商工会	817-0022	対馬市厳原町国分 1441	0920-54-0460

## ③中央会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
長崎県中小企業団体中央会	850-0031	長崎市桜町 4-1	095-826-3201

## ④その他

実施機関	お問合せ先	内容
(財) 長崎県産業振興財団	〒 850-0862 長崎市出島町 2-11 出島交流会館 6F、7F TEL095-820-3838	詳しくは P56 へ
(独) 中小企業基盤整備機構九州支部	〒 812-0038 福岡市博多区祇園町 4-2 博多祇園 BLDG. TEL092-263-1500	経営・技術・財務・税務・知財などの専門家を長期間継続して派遣

名称	施設概要等	電話番号
長崎県ビジネス支援プラザ	【所在地】 〒 850-0862 長崎市出島町 2-11 出島交流館 8F 詳しくは P57 へ	095-828-1616
佐世保市産業支援センター	【所在地】 〒 857-0052 佐世保市松浦町 5-1 事業の改革や新事業の創出など、前向きな事業の達成のため、支援機関と連携して相談に応じている。また起業を目指す方のインキュベーションルームへの入居を通して、創業に関する相談にも応じている。	0956-24-6051
佐世保情報産業プラザ	【所在地】 〒 859-3226 佐世保市崎岡町 2720-8 プラザ内には企業向け貸事務所と創業者支援室があり、情報産業関連企業に対して、当プラザ指定管理者が起業に際しての相談等を受け付けている。	0956-20-5051
D-FLAG ながさき出島インキュベータ	【所在地】 〒 850-0862 長崎市出島町 1-43 長崎県における新事業創出の拠点として、入居企業だけでなく一般企業も対象に(独)中小企業基盤整備機構の中小企業支援ツールを総動員して、一般経営相談はもとより、起業・創業、企業間連携、補助金の獲得、販路開拓等に係る支援を行っている。	095-811-6800

名称	所在地及び電話番号	お客さまの住所(営業所所在地)
日本政策金融公庫長崎支店	〒 850-0057 長崎市大黒町 10-4 TEL095-824-3141	長崎市・島原市・諫早市・大村市・五島市・対馬市 壱岐市・雲仙市・南島原市・西彼杵郡
日本政策金融公庫佐世保支店	〒 857-0043 佐世保市天満町 2-21 TEL0956-22-9155	佐世保市・平戸市・松浦市・西海市・東彼杵郡 北松浦郡・南松浦郡

## (公財)長崎県産業振興財団 新事業創出支援グループ

### 起業・創業、企業の成長を 応援します

#### 窓口相談

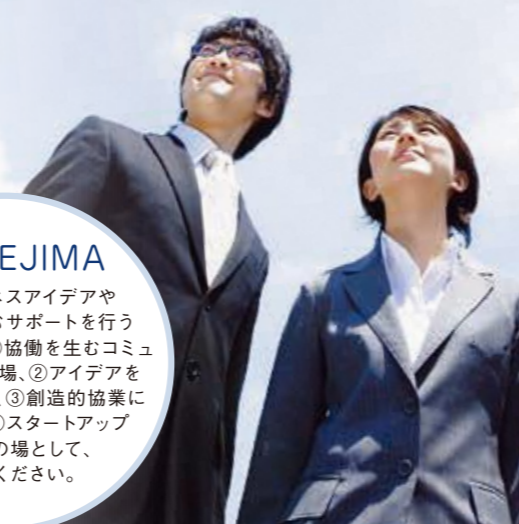
支援担当マネージャーを配置し、創業や新事業分野進出等の相談に応じています。

#### スタートアップ ラウンジ

起業マインドを刺激し、新しい情報を提供するため、県外などから先輩起業家等をお招きし、参加者への語りかけとディスカッションや交流会を月1回開催しています。

#### CO-DEJIMA

新しいビジネスアイデアやサービスを生むサポートを行う交流拠点です。①協働を生むコミュニケーションの場、②アイデアをかたちにする場、③創造的協業につなげる場、④スタートアップビジネスの場として、ご活用ください。



#### 企業支援 ガイド

「企業支援ガイド」では、長崎県内各支援機関の相談窓口や、各支援機関及び金融機関等の各種助成制度や融資制度等の支援施策をホームページにて検索することができます。どうぞ、ご活用ください。  
【企業支援ガイド ホームページ】 [https://www.joho-nagasaki.or.jp/sg\\_search/](https://www.joho-nagasaki.or.jp/sg_search/)

### NAGASAKI起業家大学～受講ご案内～



(公財)長崎県産業振興財団では、今年度の起業家大学から、受講対象者を既に起業している方や事業計画を有している方に絞り込み、事業計画のブラッシュアップ等で事業の成長を加速する内容とするともに、起業検討段階などの受講対象

者未満の方についても、セミナー一般聴講対象者として迎え入れ、県内スタートアップの機運醸成を図ります。詳細が決定次第、当財団ホームページ「よかネット長崎」に掲載いたします。



	セミナーの実施	ワークショップ及び個別指導の実施
内 容	既存事業計画やビジネスモデルをブラッシュアップさせるために必要な知識習得のための公開型セミナーを実施し、課題解決に必要な『理論・方法論』を学ぶ	成長促進のための課題の洗い出しと解決に向けたクローズ型の実践的なワークショップ及び個別指導を実施し、『事例に当てはめて考える』、『他者と議論する』、『実践する』のサイクルを身につける
開催場所	CO-DEJIMA (長崎市出島町 2-11 出島交流会館 2F)	
期 間	令和元年 11 月～令和 2 年 3 月 (全 6 回予定)	
定 員	30 名程度	6 名程度
受講料	未定	

お問合せ・お申込はこちら TEL:095-820-3091 FAX:095-827-5243 E-mail: venture@joho-nagasaki.or.jp

## 長崎県ビジネス支援プラザ

長崎県ビジネス支援プラザは、長崎県が新たな産業を創出、育成する目的として、県内で起業予定の方や起業して間もない方(5年以内)を対象に開設した、インキュベーション施設です。地元企業・個人事業者・学生の方など、さまざまな立場の方に足を運んでいただけるような産業人の交流の拠点としての機能も併せ持っております。

創業支援室では、入居している方の各種相談の他、入居に関するご相談・お問合せを随時受け付けております。

入居相談・施設見学予約  
随時、受付中です。  
お気軽にお問合せください。  
(電話受付 平日 9 時～18 時)



- 創業準備室 1 室 (5 ブース)
- 小創業者育成室 6 室
- 中創業者育成室 2 室
- 商談室 2 室
- 展示交流室 1 室
- 倉庫、コピー室、給湯室

#### 入居使用料 (月額)

(2019 年 10 月)

名称	数	面積	使用料 (1 年目)	使用料 (2 年目)	使用料 (3 年目)	使用料 (4 年目)	使用料 (5 年目)
創業準備室 (スタートアップルーム)	2	5㎡	5,200				
	3	7㎡	7,280				
小創業者育成室 (小インキュベートルーム)	1	12㎡	12,480	18,840	25,080		
	5	13㎡	13,520	20,410	27,170		
中創業者育成室 (中インキュベートルーム)	1	26㎡	27,040	40,820	54,340	62,400	67,860
	1	27㎡	28,080	42,390	56,430	64,800	70,470

- ※ 色部分の料金は、施設内転居をした場合に発生する費用です。詳しくは下記をお読みください。
- ※ 入居期間 創業準備室：原則 6 カ月以内、最長 1 年  
小創業者育成室：原則 1 年以内、最長 2 年  
中創業者育成室：原則 2 年以内、最長 3 年
- ※ 使用年限に応じて徐々に上がっていく逦増方式です。施設内転居をした場合(最長 5 年)、使用料の算定基準は通算入居期間となります。
- ※ 電気代、空調用ガス代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。但し、創業準備室は定額 (1,010 円/月) です。



#### 入居募集情報、各種セミナー情報を掲載

ビジネス支援プラザ

検索

お問合せ・お申込はこちら TEL:095-828-1616 FAX:095-828-1617 E-mail: ngs-bpp@secretariat.ne.jp